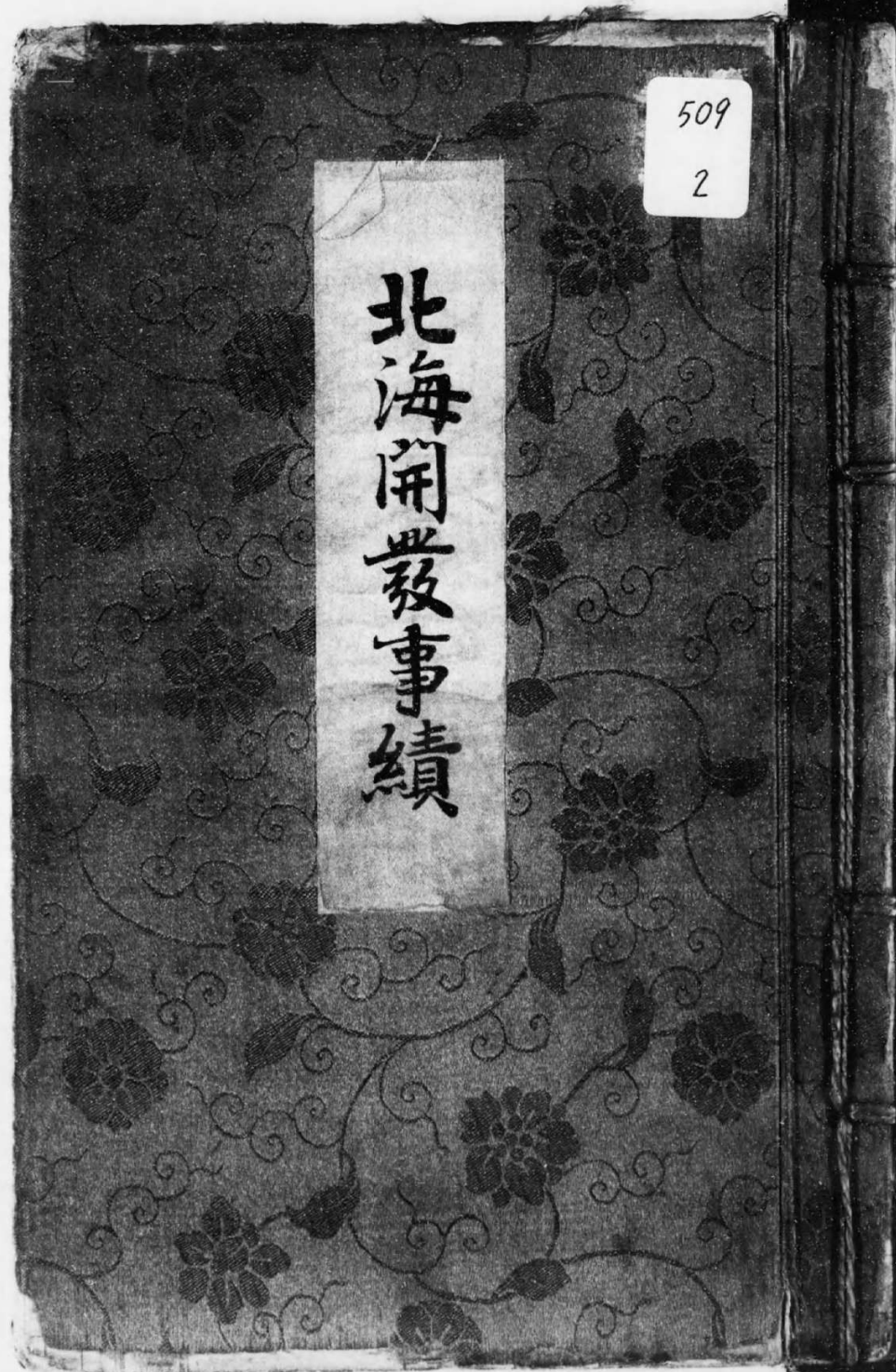
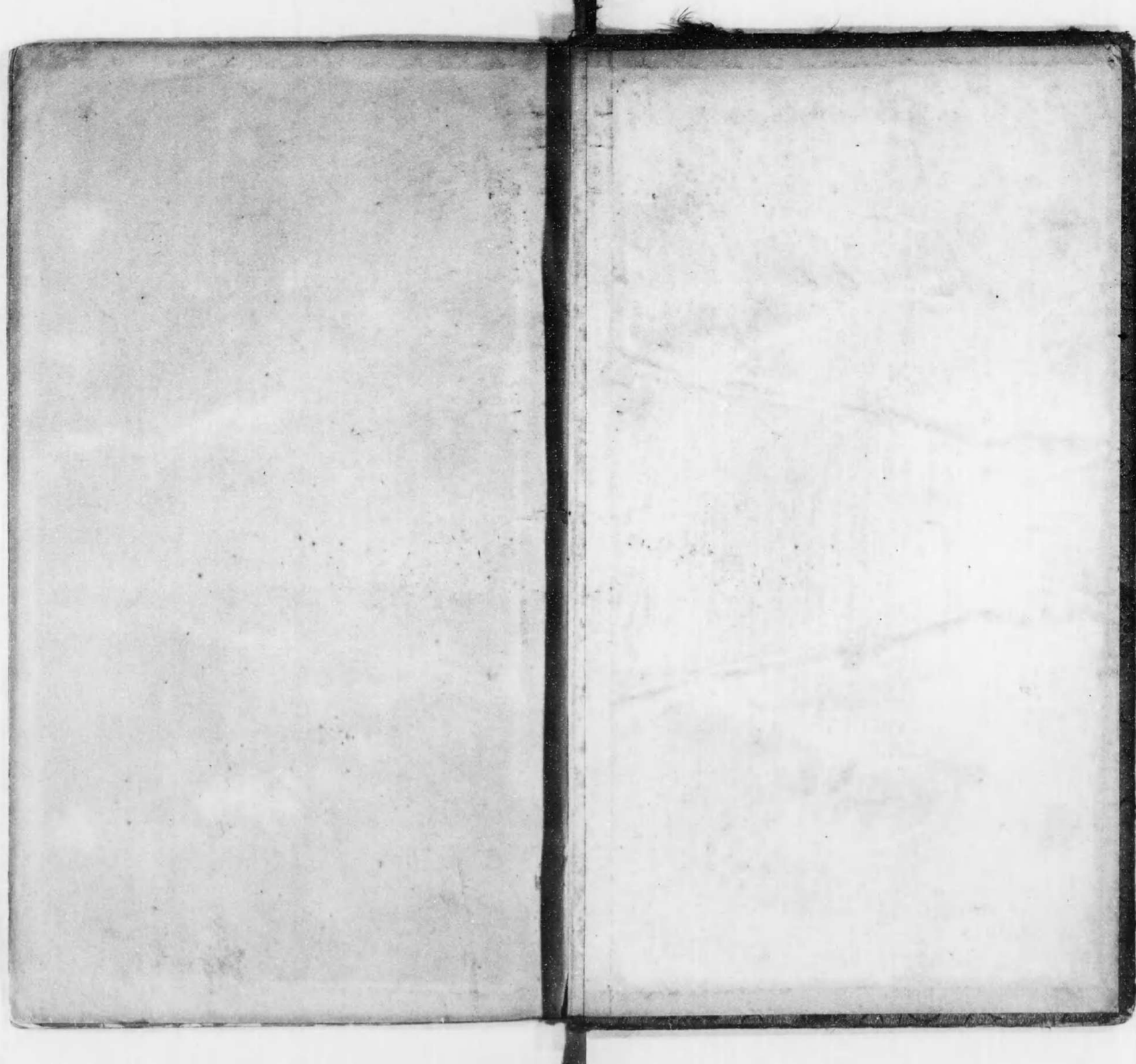




0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

始





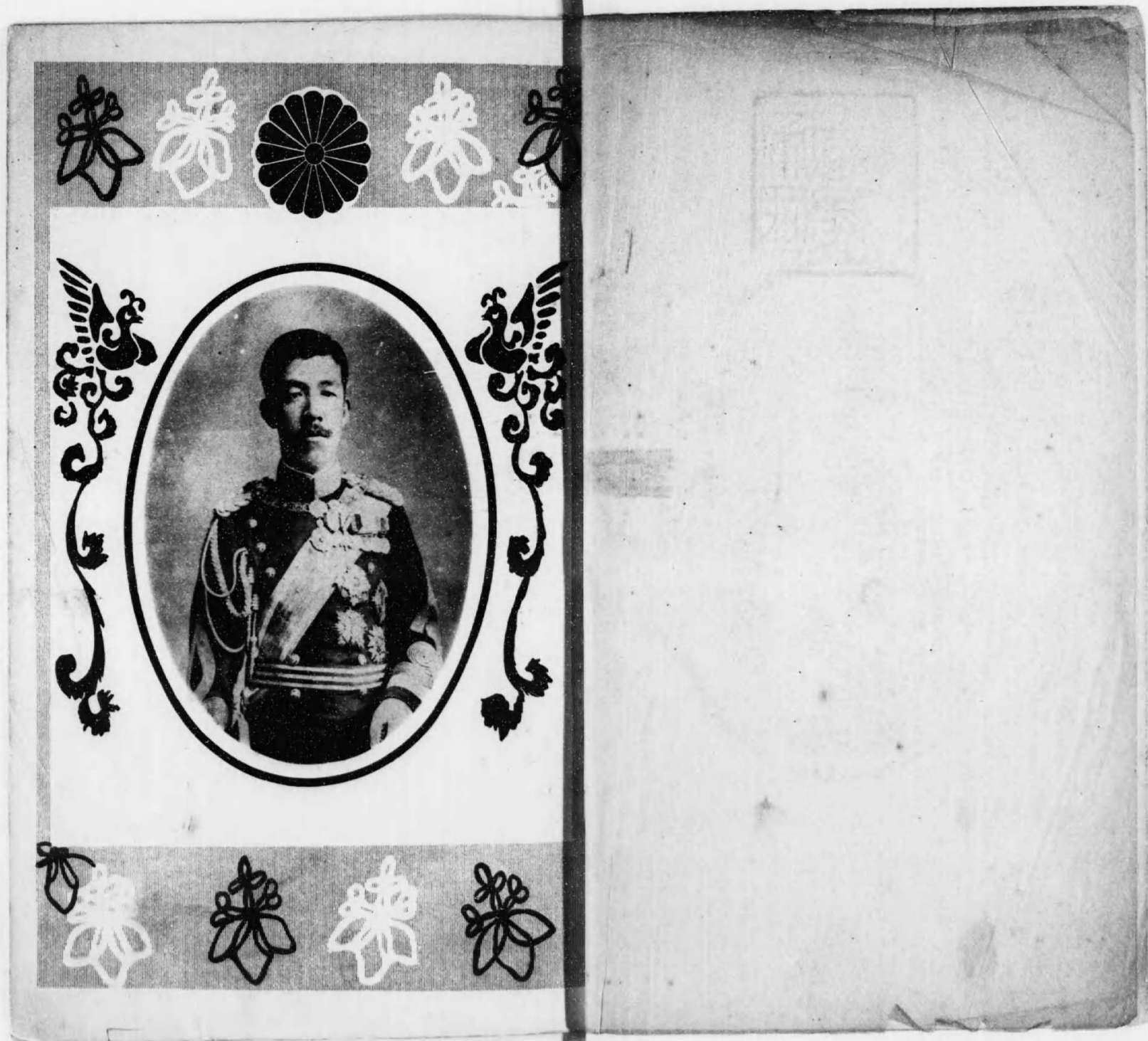
509-2



北海開發事績

前司法大臣正三位勳一等尾崎行雄閣下題
 北海道帝國大學總長從三位勳二等農學博士佐藤昌介閣下題
 國勢院總裁從四位勳二等小川平吉閣下題
 北海道廳長官正四位勳二等宮尾舜治閣下題
 地方振興事績調查會長高橋理一郎編







井數王公
之宝库

吳昌碩人題

寶庫
漸開

悅東農人





開物
成務

射山



拓殖
平後

東洋



自序

北海道は帝國の新興地にして、殷富の新境新歩の別天地なり、海に無盡の漁獲あり、陸に無限の豊穡あり、四邊の民謠らかにして都邑榮ゆ、然れども顧れば過去五十數年前迄は、本邦北邊の離島としてアイヌ土人各所に散在せる外、敗亡流罪の徒の配所を以て目され、僻陬不毛の地、榛莽天を蔽ひ、荊棘地を埋め、滿目凄然として徒らに罷熊の咆哮跳梁に萎し、海に陸に無限の寶庫空しく鎖さるゝや久しかりき。明治維新の鴻圖始めて建つや、先帝詔して北疆を拓くを獎勵給ひ、明治二年六月四日議定中納言鍋島直正を以て蝦夷督務を命じ、蝦夷開拓は皇威隆替の關する處一日も忽にすべからずと諭し給ひ、又同年八月二十五日開拓使長官東久世通禧に土地墾闢、人民蕃殖、北門之鎖鑰を嚴に樹立し、皇威更張の基を築くべき旨を宣ふ。北海開發の皇猷遠く且つ大なりと謂つべし。爾來春風秋雨五十幾星霜、開拓の諸政皆先進文明の制に範り、其の施設經營雄圖鬱勃たる新興の機運と相一致し、拓疆鎮邊双つながら、先帝の聖旨に叶ひ、黎民殖ゐて二百有餘萬、天府闡け、國產饒かにして海邊の漁利積んで山を爲し、不毛は闢かれて美田良甫連亘し、金波銀波秋風に搖らぎて蝦夷の國富を天下に誇り、炊煙鬱きて士民の平和を謳歌す。五十幾歳の歴史克く此の拓地殖民の大業を達成せるは、聖恩の威徳に依るとは云へ、一は幾百年以來住み馴れし郷閭に、父子知人と袂別の杯を交はし、天涯萬里、極北不毛に航せし道民が寒天氷地の間に舊畚墾闢、辛酸苦闘、血と汗とに依つて築きし努力の結晶たるに外ならず。而し

て教育に、宗教に、交通に、運輸に、郷土の施設一として備らざるなく、幾百年の舊き歴史を有する各府縣に比し、遙かに超越せるものあるに至り、五十年の年所よく此の樂園を實現するを得たる偉績は、北門開拓の史上永世不朽に傳ふべき事蹟たらずんばあらず。殊に新開の地、舊習存せず、風俗未だ成らざる時代に於て克く民心を統一し、各般の畫籌建設に和衷協力の實績を擧げ、自治體發達の良風美俗を爲せる風化教厲の感化は、最も尊くして本道拓殖上閑却し得ざる偉勳なるも、然かも其事績は時未開に當り、機運草昧に屬せしを以て隠没して多く世に顯れざるあり、開拓興業史上遺憾久しかりしが、余輩自ら謫劣を揣らず、本道開發の沿革と現下の施設發展の狀況とを併せ貞珉に勒して本島創業の史料とし、先人苦心辛酸の努力を後昆に傳へ、一は以て其事績を旌彰し、一は以て一國風教の獎勵に資せんとす。稿を脱し上梓して北海開發事績と名づく。行文拙劣にして意を成さず、加之出版期日の逼迫せるに因り、所期人士にして遺漏せるものあるは遺憾なるも、後日版を改めて見ゆるの期あるを信ず。今之を剞劂に付するに當り、一言以て卷首に叙す。

大正拾年九月三日

皇儲殿下歐米御巡遊御歸朝奉祝の日

於札幌區山鼻町寓居

高橋理一郎 謹識

凡 例

一、本書は主として、本道開拓功勞者の事績を録して旌彰の爲にする所あらんとせり。在來屢々官の表彰する處により、洽く世の識れる人士の他に名もなき農業者、小工業者、漁業家、宗教家にして、本道開發上に貢獻尠からざる功勞者あるも、未だ其事績の世に顯れざる多く、本會之を調査蒐集して編纂の骨子とし、本道開拓の沿革と共に之を掲げ、後世に傳ふる所以なり。

一、本書掲載材料の蒐集に就ては社員佐々木直吉、川口昇、林助太郎、間淵京市の諸君専ら之を擔任し、通路完く備らざる僻陬寒村に至るまで、親しく各地を跋涉し、大正七年十一月以來茲に殆ど三星霜の歳月を費し、莫大の費用と勞力とを以て甫めて世に現れし處、隨つて時日遷延せる處、讀者諸彦の諒察を乞ふ。

一、本書統計は大正七年度を標準として之を掲げたるも、中には其以前のものに依りし分あり、近く再版の期に於て更訂する處あるべし。

一、本書編纂に關しては地方賛助員各位及先輩知己より尠からざる聲援を與へられ、殊に知友現小樽新聞記者小田島俊造君の終始助言を與へられ、本書刊行の目的をして、克く其所期を貫徹するを得たり。茲に記して深く其厚意を深謝す。

識 者 誌

北海開發事績目次

第一章 古代の蝦夷地

第一節 神代の傳説

第二節 古代の先住民

- (一) コロガタリ種族とアイヌ種族 (二) 風俗 (三) 蝦夷の討伐及肅清の証跡

第二章 和人の移住と蝦夷地の管領

第一節 移住の濫觴

- (一) 和人の移住 (二) 源義經の傳説

第二節 蝦夷地の管領

- (一) 安東氏と蝦夷氏 (二) 安東盛季蝦夷島に入る (三) 蝦夷氏の侵入
- (四) 蝦夷の反亂 (五) 蝦夷の鎮定

第三節 松前氏時代

- (一) 時代の状況 (二) 松前氏の藩政 (三) 松前氏の獨立
- (四) 福山の築城 (五) 和人地、蝦夷地の區別と場所制度
- (六) 藩士の知行及扶持 (七) 場所請負人 (八) 蝦夷の再亂 (九) 地理の調査
- (十) 樺太の調査 (十一) 蝦夷の再亂 (十二) 松前氏と蝦夷との争闘
- (十三) 蝦夷の叛亂及び其征伐 (十四) 産業の状況 (十五) 蝦夷の耕作
- (十六) 水田の試作 (十七) 家畜

第四節 蝦夷地と對外問題

- (一) 外國船の出沒 (二) 露人の千島侵略 (三) 露人の南侵

第五節 外國船の出沒	(一) 幕府の蝦夷地調査 (二) 幕府の調査千島樺太に及ぶ	三九
(七) 幕府開拓意見	(八) 蝦夷開拓の中止 (九) 救済交易	
(一) 外國船津輕海峡を過ぐ	(二) 露國使節の來航 (三) 英船の來航	四〇

第三章 幕府時代	四二
----------	----

第一節 幕府の施政	(一) 蝦夷懷柔策と民政の改善 (二) 蝦夷地經營の再興 (三) 蝦夷地道路開鑿の嚆矢	四三
(四) 課税制度の創始	(五) 箱館奉行 (六) 奉行廳	
(七) 蝦夷地に三寺を建つ	(八) 箱館地方の蝦田	

第四章 松前氏の復領と對露問題	四九
-----------------	----

第一節 松前氏の復領	(一) 復領の原因 (二) 章廣の北下及待遇	五〇
------------	------------------------	----

第二節 露國の來寇	(一) 露國使節の來寇 (二) 露船樺太來寇 (三) 露國船樺提に寇す	五一
(四) 米國船津輕海峡に來る	(五) 露人樺太利尻に寇す	

第三節 幕府の警備	(一) 諸藩の出兵及蝦田津守の出張 (二) 奉行の任命 (三) 米國と箱館開港の條約	五二
(四) 章廣の性行と松前家	(五) 露國使臣の派遣	
(六) 英提督ペリー箱館に來る		

第五章 幕府再び管領	五三
------------	----

第一節 箱館奉行と蝦夷地の上知	(一) 箱館奉行之設置 (二) 蝦夷地の調査 (三) 日英條約 (四) 蝦夷地の上知 (五) 松前氏の優待 (六) 日露條約	五五
-----------------	--	----

第六章 警衛、交通、拓殖、貿易	五七
-----------------	----

第一節 警備と交通	(一) 幕府蝦夷地警備を東北諸藩に命ず (二) 道路の開鑿と驛遞 (三) お神威の地女解禁と東蝦夷地の移民増加	五八
-----------	---	----

第二節 拓殖と貿易	(一) 移民と開墾 (二) 開拓の進歩 (三) 箱館の開港と文化 (四) 六太澤の蝦夷地經營 (五) 海外貿易 (六) 水田の開墾	六〇
-----------	---	----

第七章 開拓使時代と三縣時代	六一
----------------	----

第一節 開拓使の設置	(一) 在來民を募る (二) 蝦夷を北海道と改む (三) 開拓使の制度 (四) 開拓財源と其施設 (五) 移住民の保護獎勵 (六) 鐵業漁業の開墾 (七) 明治天皇北駕と拓殖の進展	六二
------------	--	----

第二節 一局三縣時代	(一) 開拓使事業の各省分屬	六三
------------	----------------	----

第八章 道廳時代	六四
----------	----

第一節 施設の概要	(一) 拓殖と興産 (二) 港灣と鐵道 (三) 地方制度 (四) 拓殖計畫	六五
-----------	---------------------------------------	----

第二節 位置及面積	(一) 面積 (二) 位置 (三) 地勢	六六
-----------	----------------------	----

第三節 土地	(一) 土地の區分 (二) 氣候 (三) 海流	六七
--------	-------------------------	----

第四節	戶口	八四
第五節	移	八六
第六節	未開地處分法	九六
第七節	森林	一〇四
第九章	産業	一三三
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四三
第四節	水産	一五一
第一節	概説	一三三
第二節	農業	一三六
第三節	工業	一四

第五節	林業	(一) 水産業補助 (二) 漁業組合 (三) 試驗及指導 (四) 水産組合 (五) 水産教育	一三
第六節	鑛業	(一) 生産の概況 (二) 主要林産物 (三) 道外林産物移入 (四) 輸出木材 (五) 製材業	一七
第七節	畜産	(一) 沿革の概要 (二) 地質の概況 (三) 重要産物 (四) 産肉 (五) 重要産物 (六) 産肉 (七) 重要産物 (八) 重要産物	一八
第十章	商業	(一) 牧場の經營 (二) 主要家畜數 (三) 產馬事業 (四) 畜牛事業 (五) 美豚及牧羊 (六) 家禽事業 (七) 乳製品業 (八) 糧食貨付	二五
第一節	內國商業	(一) 概説 (二) 各管内輸出入	二〇
第二節	外國貿易	(一) 概要 (二) 普通貿易 (三) 漁業貿易	二〇
第三節	金融機關	(一) 銀行 (二) 匯兌 (三) 保險 (四) 信託 (五) 證券 (六) 銀行 (七) 保險 (八) 信託 (九) 證券	二六
第四節	會社及諸團體	(一) 會社 (二) 商業會議所 (三) 同業組合 (四) 取引所 (五) 物産陳列場	二八
第十一章	運輸交通		三三

第一節 鐵道	三三
(一) 創始時代	
(二) 勃興時代	
(三) 國有法の實施	
第二節 道路驛遞波船	三六
(一) 道路	
(二) 驛	
(三) 遞	
(四) 波船	
第三節 輕便鐵道及軌道	三八
(一) 輕便鐵道	
(二) 軌道	
第四節 河川	三八
(一) 國費支辨	
(二) 地方費支辨	
第五節 港灣	三三
(一) 各港灣の狀況	
(二) 國費支辨	
(三) 地方費支辨	
第六節 遞信	三四
(一) 遞信事務の創始	
(二) 遞信事務の進展	
第十二章 教育	三四
第一節 概説	三四
(一) 學校創設の沿革	
第二節 初等教育	三五
(一) 公立小學校	
(二) 舊土人教育	
第三節 師範教育	三五
(一) 札幌師範學校	
(二) 訓育の狀況	
(三) 附屬小學校	
第四節 中等教育	三五
(一) 中學校	
(二) 高等女學校	

第五節 高等教育	三六
(一) 北海道帝國大學	
(二) 小樽高等商業學校	
第六節 實業教育	三六
(一) 各種實業學校	
(二) 青年會	
第七節 圖書館及教育會	三六
(一) 圖書館	
(二) 教育會	
第八節 兵隊	三七
(一) 概説	
(二) 屯田兵	
(三) 第七師團團	
(四) 要務及聯隊區	
(五) 徵兵	
(六) 在郷軍人	
第十三章 宗教	三六
第一節 概況	三六
(一) 札幌神社	
(二) 函館八幡宮	
(三) 旭神大神宮	
(四) 住吉神社	
(五) 松前神社	
第二節 寺院	三八
(一) 寺院僧侶	
(二) 三管寺	
第三節 基督教	三九
第四節 神道	三九

第十四章 感化救済	三九
第一節 概況	三九
(一) 赤十字事業	

第二節	愛國婦人會	三〇四
第三節	威化燭風	三〇五
第四節	慈善救濟	三〇六
第十五章	警	三〇九
第一節	概	三〇九
第二節	司法警察	三〇九
第三節	行政警察	三〇九
第四節	工場警察	三〇九
第五節	火災及消防	三〇九

第十六章 衛

第一節	概	三〇五
第二節	傳染病	三〇五
第三節	醫事機關	三〇六
第四節	鑛泉	三〇七
第五節	飲料水	三〇八

第十七章 財

第一節	國費	三〇九
第二節	地方費	三〇九
第三節	區町村財政	三〇九

(一) 初 期 (二) 十年計畫 (三) 十五年經費案
(四) 十五年經費案の改訂(五) 森林費の編入

第二節 國

(一) 國稅の收入	三〇五
(二) 一般行政費	三〇五
第三節 地方費 財政	三〇六
(一) 初 期	三〇六
(二) 地方費の獨立	三〇六
(三) 地方費財政造成	三〇六
第四節 區町村財政	三〇六

北海開發事績第二目次

武田信廣	三三	山之内一次	三三	井越和吉	三〇
松前慶廣	三五	中村純九郎	三一	山田文右衛門	三〇
清水谷公孝	三五	西久保弘道	三一	二宮尊親	三一
鍋島直正	三六	俵井信一	三一	西川傳右衛門	三一
東久世通禧	三六	宮尾舜治	三一	村垣範正	三一
黒田清隆	三七	庵原蘭齋	三一	堀川利照	三一
湯地定基	三七	伊藤一隆	三一	堀川乘經	三一
時任爲基	三七	伊能忠敬	三一	堀村皓平	三一
調所廣丈	三八	板垣贊夫	三八	堀田基	三一
岩村通俊	三八	泉麟太郎	三八	堀田次郎	三一
永山武四郎	三八	渡邊孝平	三八	堀田多利明	三一
渡邊千秋	三八	熊谷宇兵衛	三八	堀田親美	三一
北垣國道	三九	關谷孫左衛門	三八	堀田勝勝	三一
原保太郎	三九	石川邦直	三八	堀田光澤	三一
安場保和	三九	井上角五郎	三八	堀田普理衛	三一
杉田定一	三九	蜂須賀茂韶	三八	堀田彌三右衛門	三一
園田安賢	三九	丹波五郎	三八	堀田監輔	三一
河島健三	三九			堀邊伊平	三一

渡邊兵四郎	三八	内田游	三七	佐藤信景	三〇
金子利吉	三九	寺井四郎兵衛	三七	澤茂吉	三〇
金子定吉	三九	張尊三	三七	木村宇太郎	三一
川口良昌	三九	植村澄三郎	三八	菊田熊之助	三一
依田勉三	三九	倉山卯之助	三八	三橋政之	三一
田村顯允	三九	山田堤雲	三八	新村久兵衛	三一
高田萬次郎	三九	松浦武四郎	三八	守田岩雄	三一
高田鐵三	三九	松代伊兵衛	三八	毛利元德卿	三一
田村新助	三九	松本莊一郎	三八	早山清太郎	三一
武川久兵衛	三九	間宮林藏	三八	桐山三四郎	三一
武田斐三郎	三九	藤波忠言	三八	三井八郎右衛門	三一
瀧本五郎	三九	福士儀兵衛	三八	美濃部俊吉	三一
竹内保德	三九	五味兼吉	三八	滋澤榮一	三一
園田實德	三九	船樹忠郎	三八	森源三	三一
對島嘉三郎	三九	小林重吉	三八	柳田藤吉	三一
長坂庄兵衛	三九	青木利一	三八	藤山要吉	三一
桑原權兵衛	三九	ホラン、ケブロン	三八	遠藤吉平	三一
山田慎	三九	藤田市五郎	三八	佐藤昌介	三一
松平直亮	三九	近衛篤磨	三八	淺羽靖	三一
碓氷勝三郎	三九	阿曾沼次郎	三八	常野正義	三一
		齋藤彦三郎	三八	平田文右衛門	三一
				中山久藏	三一
				山田吉兵衛	三一

近藤守重	四三	日本麻糸株式會社	四〇六	井上檜太郎	四六六
最上德内	四三	極東煉乳株式會社	四〇八	川村晉吉	四六八
片倉景光	四三	日本製粉株式會社	四〇一	地崎宇三郎	四六九
伊達邦成主從	四三	マート種苗農具株式會社	四〇二	坂野小六	四七〇
伊達邦直主從	四四	株式北海道カフエーパウリスタ	四〇三	三島常磐	四七三
松本十郎	四五	東武	四〇四	横山篤次郎	四七四
高田屋嘉兵衛	四五	中西六三郎	四〇五	南部多三郎	四七五
島義勇	四六	木下成太郎	四〇六	向井嘉兵衛	四七六
伊達林右衛門	四六	本郷嘉之助	四〇七	池田新三郎	四七六
栖原角兵衛	四六	足立民治	四〇八	川崎繁實	四七八
藤野四郎兵衛	四六	關場不二彦	四〇九	佐藤善七	四七八
鈴鹿甚右衛門	四六	平塚直治	四一〇	木村麟太郎	四八九
佐野孫右衛門	四六	長屋平太郎	四一一	菅野省三	四九〇
前田利為	四六	阿部與之助	四一二	千葉元真	四九一
中川五郎治	四六	伊藤龜太郎	四一三	本澤直道	四九二
札幌區		馬島廣	四一四	佐藤金治	四九五
北海道拓殖銀行	四九	逸見文綱	四一五	水原源藏	四九五
拓殖貯金銀行	四九	坂本彌太郎	四一六	富田寛	四九五
株式會社第一銀行	四九	奥田祐安	四一七	異鍋濱三郎	四五六
北海道殖産銀行	四九	奥田良平	四一八	松田利三郎	四五六
北海道煉乳株式會社	四九	關直右衛門	四一九	岡久雄	四五六
帝國製煉乳株式會社	四九	新開新太郎	四二〇	倉次謙	四五六
大日本麥酒株式會社札幌支店	四九	伊達翁記	四二一	末松格平	四五六
				福士成豊	四六六

星野一郎	四六三	渡邊正雄	四八七	札幌郡白石村	
谷口德三郎	四六三	笠島平松	四八八	阿部久四郎	四八五
安川市三	四六四	山田兼太郎	四八九	片平憲次	四八六
岩下芳太郎	四六五	千葉清兵衛	四九〇	武田鹿治	四八七
近藤直作	四六六	品田寅次郎	四九一	宮永嘉三右衛門	四八八
能勢博章	四六七	安藤太郎	四九二	黑澤成教	四八九
越智清純	四六八	石田齋	四九三	洞内寅藏	四九〇
松村與三郎	四六九	中澤隆太郎	四九四	立山百男	四九一
小川佐喜治	四七〇	川村覺次	四九五	小池嘉一郎	四九二
松江鉄五郎	四七一	桑原清助	四九六	藤田喜三郎	四九三
福山甚三郎	四七二	松村外吉	四九七	淵野半平	四九四
森本清三郎	四七三	横江信山	四九八	札幌郡琴似村	
西村務道	四七四	堀内康一	四九九	牧野清作	四九五
堀野甚吉	四七五	山形卯三郎	四九〇	白水俊太郎	四九六
岩城理藏	四七六	鹽崎勝郎	四九一	安細軍一郎	四九七
若松伊三郎	四七六	小澤花治郎	四九二	和田伊三郎	四九八
若山赤杉	四七九	野崎三郎	四九三	小田岩藏	四九九
折橋岩次郎	四八〇	大橋松次郎	四九四	札幌郡札幌村	
田代莊九郎	四八〇	上田傳次郎	四九五	福本寅吉	五〇〇
青木榮吉	四八三	林文次郎	四九六	橋本利八	五〇一
久保福次	四八三	島山松太郎	四九七	横山伊三松	五〇二
栗澤一清	四八四	加藤茂美	四九八		
佐々木小太郎	四八五	太田定藏	四九九		
小松鶴嶺	四八六				

札幌郡手稻村	高橋龜治郎	五三九	高木外次郎	五五五
近藤新太郎	中山留藏	五四〇	松島善太郎	五四四
札幌郡江別町	千歲郡惠庭村		厚田郡厚田村	
岡田伊太郎	山森丹宮	五四一	白井長藏	五四五
藤原由藏	杉森松治郎	五四二	高橋幸藏	五四六
石崎丑之助	千歲郡千歲村		空知郡北村	
野村謙三	瀧川彌兵衛	五四三	櫻田喜代作	五四一
藤倉祝八	石狩郡新篠津村		梅田與三太郎	五四七
橋本熊吉	北口德三郎	五四四	高倉與三松	五四七
林榮作	横越利三郎	五四五	土居榮藏	五四七
湯谷元藏	飛田留吉	五四六	河谷庄三郎	五四九
三原忠之進	安川又吉	五四七	片岸米吉	五四九
鈴木勝二	空知郡砂川村		空知郡幌向村	
西脇寅吉	高田重三郎	五四七	志田捨吉	五四〇
二反田鹿造	瀨尾十朗	五四八	空知郡瀧川町	
谷江富藏	佐鹿大廉	五四九	廣部伊織	五四一
小池仙槌	曾我部仁平	五五〇	神部爲藏	五四三
加藤銀太郎	鷺崎頼之	五五一	河内平次郎	五四三
札幌郡廣島村	爲國淺右衛門	五五二	五十嵐太郎吉	五四四
穴田忠信	檜山又吉	五五三	小野與太郎	五四五

樋口覺治	牧野善之助	五三	石橋久吉	六〇〇
空知郡岩見澤町	夕張郡由仁村		雨龍郡北龍村	
伊藤磯治郎	加藤平五郎	五八四	加藤松之助	六〇一
阿部又藏	近藤利一郎	五八五	北村太一郎	六〇一
五十嵐榮次郎	澤田芳治郎	五八六	篠原丹次	六〇三
柿崎定吉	山城和吉	五八七	加地彦太郎	六〇三
小林篤一	岩崎榮吉	五八八	雨龍郡深川町	
梅野昇	小林龍吉	五八九	森口宗吉	六〇四
澤昇平	空知郡沼貝村		小野愛助	六〇四
塗重藏	武田功	五九〇	三澤梅吉	六〇五
牧幸太郎	下村彌太郎	五九〇	新木中吉	六〇五
小澤與市	森川兵助	五九三	谷口宗太郎	六〇六
吉田忠治	空知郡江部乙村		桂利	六〇七
安井七藏	島田仙太郎	五九三	關崎高治郎	六〇八
高木克昌	大崎榮吉	五九四	東野虎吉	六〇九
幸田八二郎	岩橋淺次	五九五	合田芳太郎	六〇九
坂井榮太郎	小杉善之助	五九六	更谷辰太郎	六一〇
夕張郡角田村栗山	淺田龜吉	五九七	川上和平	六一一
藤瀬完藏	進藤島吉	五九八	林熊治郎	六一三
大内出	雨龍郡雨龍村	五九九	山川十免吉	六一四
夕張郡長沼村	河野義勝	五九九	杉澤通正	六一五
中村米治郎				

山崎平藏.....六六
下田寅太郎.....六六
杉村政常.....六八
柳町静一郎.....六九
五井耕介.....六九
阿波幸太郎.....六九
横山角藏.....六三
林浅次.....六三
佐々木保之進.....六四
鬼川俊藏.....六四
空知郡香江村
林トミ子.....六五
吉村彦九郎.....六六
大野三藏.....六六
折笠庄藏.....六七
雨龍郡一巳村
藤山藤一.....六七
雨龍郡秩父別
楠本市松.....六八
雨龍郡上北龍村
澤谷萬吉.....六八
藤森才次.....六九
高田宗五郎.....六九
大橋助治郎.....七〇
辻村高藏.....七〇
篠田喜太郎.....七〇
雨龍郡多度志村
星川辨吉.....七三
松本兵治郎.....七三
笠原元治郎.....七四
近江農場.....七五
佐々木左市郎.....七五
星川半助.....七五
旭川區
友田文治郎.....六八
藤瀬平治.....六九
橋本信吉.....六九
瀧波勘四郎.....七〇
石崎鶴吉.....七〇
上川郡神樂村
熊谷信一.....七四
種市喜市.....七四
長谷田松太郎.....七五
矢野唯吉.....六九
越智民助.....六九
松浦宇吉.....六九
竹原肇繁.....六九
坂東竹五郎.....七〇
武田作次郎.....七〇
三宅宗吉.....七〇
武田次郎吉.....七〇
野村嘉藤松.....七〇
水島宇三郎.....七〇
野村成一.....七〇
空知郡上富良野
海江田信哉.....五二
金子浩.....五二
田中常次郎.....五三
八木春吉.....五三
西谷元右衛門.....五三
津郷三郎.....五三
秋林松五郎.....五四
佐藤甚藏.....五四
吉田貞次郎.....五四
大場金五郎.....五四

空知郡中富良野
安井慎一.....五五
櫻坂源三郎.....五五
太田金平.....五五
湯淺勇作.....五五
有富春藏.....五五
山下半太郎.....五五
須藤才八.....五五
空知郡富良野町
山崎善作.....五五
吉本平一郎.....五五
空知郡南富良野村幾寅
柳生萬之丞.....五五
鋤柄初藏.....五五
十勝國上川郡屈足村新得
増田孫市.....五三
相馬三郎.....五三
橘井彌平.....五三
重田重太郎.....五三
柴内幸吉.....五三
黑田清七.....五三
湯淺助藏.....五五
關新太郎.....五五
十勝國河西郡芽室村
遠山房吉.....五五
酒井忠八.....五五
十勝國上川郡人舞村清水
村山和十郎.....五五
海野末吉.....五五
中田兼藏.....五五
林鈺治郎.....五五
望月捨松.....五五
重田伊松.....五五
河西郡帶廣町
佐野鍾治郎.....五五
野村文吉.....五五
奥野小四郎.....五五
村上龜五郎.....五五
黑澤丑五郎.....五五
中林市三郎.....五五
笹生眞造.....五五
河東郡音更村
西尾要治.....六五
蓮佛常藏.....六五
高橋富之助.....六五
金子安藏.....六五
古屋傳次郎.....六五
有田喜代平.....六五
氏藤太郎.....六五
中川郡幕別村宇止若
細田角治.....六五
坂本養藏.....六五
新田製菓所十勝製糖工場.....六五
工藤兼太郎.....六五
中川郡川合村池田
新津龜藏.....六五
池田農場.....六五
田中多平.....六五
山本與七郎.....六五
堤廣吉.....六五
伊藤澤右衛門.....六五
中川佐一郎.....六五
林慶松.....六五
小谷市次郎.....六五
日本皮革株式會社製糖所.....六五

中川郡本別村

河北辰藏.....七〇二
小泉孝藏.....七〇三
新津繁松.....七〇四
高橋安藏.....七〇六

十勝郡浦幌村

森農場.....七〇七

北見國常呂郡置戸

置戸製材合資會社.....七〇八
中西一郎.....七〇九
豐島貞忠.....七一〇
岡崎豐吉.....七一一
岡崎挽材工場.....七一二
岡崎豐三郎.....七一二
村田信.....七二四
柳橋七郎.....七二四

常呂郡野付牛町

坂野金策.....七二五
池田七郎.....七二六
寺前彦太郎.....七二七

紋別郡上湧別村

清水彦吉.....七三三
菊地明十郎.....七三四
菊地勤.....七三五
澤口作一.....七三六

紋別郡下湧別村

山田増太郎.....七三七
吉田喜代作.....七三八
橋本重一郎.....七三九
中川孫四郎.....七四〇

紋別郡瀧の上

因光太郎.....七四〇
紋別郡紋別町.....七四一
黑澤孝治.....七四二
銅路區.....七四三

紋別郡紋別町

龜石清太郎.....七四三
古屋末吉.....七四四
田居小太郎.....七四五
岡田伊之助.....七四六

豐島庄作.....七四七

池田初太郎.....七四七

萬澤晉.....七四八

佐々木忠八.....七四九

大村吉太郎.....七五〇

柿田享.....七五一

飯田要次郎.....七五二

白井拾.....七五三

安井銚吉.....七五四

前田政八.....七五五

遠藤清一.....七五七

福島兵間.....七五七

太平洋炭礦株式會社.....七五八

根室國根室町.....七五八

中島義一.....七五九

勇拂郡安平村字追分.....七五九

表和平.....七六〇

松浦幸壽.....七六三

目黒三彌.....七六三

水谷喜三.....七六四

杉森重三郎.....七六四

勇拂郡安平村遠淺

萬森百一.....七六五
渡邊喜藏.....七六六
勇拂郡安平村早來.....七六六

遠藤政太郎.....七六八

大瀧友三郎.....七六八

實吉萬.....七六九

岸田平作.....七六九

勇拂郡苦小牧町.....七六九

宮本六太郎.....七七〇

川上力之介.....七七一

目黒琢.....七七二

高橋久太郎.....七七三

岡崎長吉.....七七三

山田幸助.....七七三

勇拂郡厚真村.....七七三

青木興八.....七七三

金崎福太郎.....七七三

沙流郡門別村佐瑠太.....七七三

坂東平吉.....七四四

幌別郡幌別村.....七四四

宮武新吉.....七四五

室蘭區.....七四五

檜崎平太郎.....七五七

米川虎吉.....七五七

小樽區.....七五七

株式會社三井銀行.....七五八

小樽商品倉庫株式會社.....七五九

北海道羅紗株式會社.....七六〇

板谷宮吉.....七六三

石橋彦三郎.....七六三

金子元三郎.....七六三

寺田省歸.....七六四

高橋直治.....七六四

加藤豐章.....七六五

野田四郎.....七六六

松吉直兵衛.....七六七

中川七造.....七六八

村住美喜三.....七六九

高橋庄之助.....七六九

小林文治郎	七九一	中山梅太郎	八〇〇	澤口庄助	八〇七
三谷清藏	七九二	長瀬岩太郎	八〇一	公設岩内消防組	八〇八
星野三郎	七九三	瀧内榮次郎	八〇二	向山忠太郎	八〇九
五十嵐孫太郎	七九四	中野數馬	八〇三	西尾清太郎	八〇九
木村松太郎	七九五	余市郡仁木村		青塚房吉	八〇〇
岸香五郎	七九六	笠井鹿助	八〇三	梅澤榮之助	八〇〇
小林幸藏	七九五	仁木竹吉	八〇三	坂本助太郎	八〇一
余市郡余市町		岩内郡岩内町		齋藤勇松	八〇二
德光桑藏	七九五	若狹岩藏	八〇三	大井昌治郎	八〇二
德光大次郎	七九六	梅澤市太郎	八〇四	今井林之助	八〇三
駒谷農場	七九七	林貞助	八〇六		
林長左衛門	七九八				

北海開發事績

高橋理一郎編纂

第一章 古代の蝦夷地

第一節 神代の傳説



蝦夷が島は天孫降臨ましませし神代の頃よりして早くも其存在を知られ、伊弉諾、伊弉冊の二神天降りて、大八洲を生み給ひしと傳へ、即ち大日本豊秋津洲、伊豫の二名洲、筑紫洲、隱岐洲、佐渡洲、越洲、大洲、備子洲等を以て大八洲と稱せしなり。古記を以て據するに越洲の名稱は遠き島國を意味し、即ち越しとは山海を越えて其地に至るの義にして、當時日本海に面せし本洲に於ける東北方一帯を指せる總稱なりしなり。而洲は島の意にして今日越の語と洲の名とを察するに遠く山海を巨て、北方に在る島たり、即ち越洲は北海道本島を指せる名稱たるは疑はざる事實なり。

越洲を以て越前、加賀、能登、越中、越後の地方なりとし、若くは北陸道全部の地たりと爲すの説あるが如きも是れ越國との區域を誤り、又越國と越洲とを混同し、祖宗の業を以て津輕海峡より南方に局限せんとせし僻見たり。古代に於ける越の地は其範圍頗る廣大にして、兩羽津輕の地方をも包含せしを奈良朝の頃、越後國を割きて出羽の國を置きしより、後世越の地を以て越後以西と思ふ者あるに至りしと云ふ。

又越洲とは、嶋嶼なる事實明瞭なるに係らずこれをして、大日本豊秋津洲の一部たりと云ふは誤れる説たるべく、或は北陸

道地方は神代の頃に於て遼遼未開の地方なりしを以て、此地に往來せるもの稀なる爲これを島として誤り傳えしならんとの説あるも、此地方には現今の山陰道地方より海路を辿りて往來自由なりしなるべく、古事記の中にも大日貴命の高志國に居りし沼河比賣を娶らんとし、其地に幸行せられたることを記せるを見て、當時其地方を島嶼なりとして誤り傳えし説は信ずるに足らず。三十八代齊明天皇の御宇、阿部比羅夫船師一百八十艘を率えて、蝦夷を伐ちたる頃の記録に渡島の名あり、又持統天皇の御代に越渡島の名見ゆるを以て、即ち渡島は渡り行く島の意にして、當時我が北海道は既に發見若くは交通せられたるものなるは疑はざる事實なるが如し。

第二節 古代の先住民

〔一〕 コロボックル種族とアイヌ種族

蝦夷即ちアイヌ人種の前に他の住民ありしや否や、今之を詳にすること能はず。蝦夷には本島蝦夷、樺太蝦夷、北千島蝦夷の三派あり。本島蝦夷の口碑に據れば、古此地にコロボックルと稱する人種あり。コロボックルとはコロコニボクウンクルの略にして、蔭の葉の下の人といふ義なり。此者又トイチセクル或はトンチンカモイ或はトイチセコッコロカモイトイチセコッコロカモイはトイチセコッコロカモイの家の持の稱あり。樺太アイヌは之をトンチと稱す。身體甚だ矮小にして、一本の葦を數十人若くは數百人にて擔ぎたりと云ひ、或は一枚の蔭葉の下に數十人若くは數百人立ちたりと云ひ、或は身長七八寸と云ひ、或は三四尺と云ふ其性敏捷にして常に身體を露はすことを嫌へり。或は云ふ、聲のみありて形を見ずと。其女子蝦夷の家の簾下に来りて魚を興ふ、或は云ふ、食を乞ふと、或は云ふ物品を交換すと。或る時蝦夷其手を取りて引入れ見しに、口の周圍に手に入墨あり。是よりコロボックルは他に去りて、復其蹤跡を知らず。蝦夷婦人の入墨はコロボックルに模倣するものなりと。又今日本道の各地に存する堅穴、土器、石器の使用者を問へば、皆コロボックルにして、蝦夷にあらずと答ふ。而して北千島蝦夷は絶えて此口碑を傳へず。樺太蝦夷の言ふ所も亦稍々異なれり。

此口碑は明治時代に至りて、廣く世に傳播せられ、往々コロボックル人種の實在を信ずる者あり。甚しきはコロボックルは

日本本洲までも蔓延せしが、蝦夷の爲に追はれて退去したりと云ふ者あるに至れり。蓋しコロボックル實在説の斯く勢力を得たる所以は、其口碑の普く本島に傳へられしのみならず、本道に於ける堅穴、土器、土器等顯著なる遺跡、遺物が本島蝦夷の使用せしものにあらずして、先住民の使用したるものなりと云ふが故ならん。然るに學者の研究進歩して、此等の遺跡、遺物の多くが、蝦夷の使用せしものなること明瞭となるに及び、コロボックル説は大に勢力を失へり。

次に歷史上知り得る所の本道最古の人民は、蝦夷即ちアイヌなり。蝦夷は古代に日本本洲にも蔓延したりと雖も、漸次減少して終に其跡を津輕海峡以南に絶ち、今は北海道及び樺太南部に限りて居住するに至れり。而して蝦夷に三派あり。北海道本島及び國後、擇捉に住するものを本島蝦夷といひ、樺太に住するものを樺太蝦夷といひ、北千島に住して、明治十七年色丹島に移りたるものを北千島蝦夷と云ふ。此三派は體格、風俗、言語等に小差異あり。蓋し早く分れて風土の同じからざる地に住し、爾後交通疎隔し、又他方には接觸する人種異なりしを以て、其受けし感化同しからざりしに由るものならん。

蝦夷は古より數多の小部落を成して諸處に住居し、各部落に酋長ありて之を統率し、互に獨立せしもの、如し。時としては諸部落連合し、又時としては出群の人物ありて、附近の部落を威壓したることあるべしと雖も、政治組織を有する國家的狀態を形成したる事實は、之を認むること能はず。是れ其文化未だ開けざりしに因るならん。三代實錄元慶三年の條に、渡島夷酋百三人、種族三千人を率ゐとあるが如き、其酋長の多きを以て小部落の多かりしを察するに足る。

蝦夷は平和の時にありては、各部落の間は勿論、接觸せる他人種とも、互に交通し、貨物を交易せしと雖も、又屢々軋轢して争鬭せしもの、如し。時としては山組人と戦ひ、勘察加人と戦ひしことあるは、口碑並に古語によりて之を知るべし。日本書紀景行天皇の條に曰く「讎性暴強、凌犯爲宗」と、又曰く「登山如飛、禽行草如走獸、承恩則忘、見怨必報」と、是れ本洲にある東夷の事に係るに雖も、亦移して以て本道蝦夷の性質を評すべし。

武器には甲、冑、劍、槍、弓矢、棍棒等あり。諏訪大明神繪詞に「戰場に臨むときは、丈夫は甲冑弓矢を帶し」と云ひ、又「其用ふる箭は魚骨を鏃とし、毒藥をぬり、織に皮膚に觸るれば其人斃れずと云ふことなし」と云へり。蓋し其甲冑は後代の物に據れば、獸皮又は堅硬なる木片を綴りて製したるもの、如し。鏃には鳥頭の根より採れるブシ毒を塗りたり。又チャシ即ち「砦」を作り、柵を設けて、防戦せしことは、古語並に其遺址によりて歴然たり。

住居の状態は地方により時代によりて必ずしも一定せず。或る時代には堅穴に住めること前章に記せる如し。其構造は地を掘り穴を穿ち、其中に柱を建て、半を地上に出し、四方を圍ひ、屋根を葺き、土を覆ふ、外より之を觀れば宛然塚の狀をなせり。然れども此堅穴は必ずしも四季を通じて住居せるものにあらず、夏季出稼の者、若くは比較的溫暖なる地方の者は、地上に茅屋を結びて住居したるに似たり。日本書紀景行天皇の條に「冬則宿穴、夏則住櫛」と云ひ、齊明天皇の條伊吉連博徳の書に「深山之中止住樹木」と云へるは、本洲の蝦夷を説けるものなるが、亦以て參考に供すべし。堅穴住居を廢したる時代が、地方によりて著しき差違あることは前章に記せし所によりて知るべし。

衣服は初め獸皮を主とせしならん、所謂「衣毛」ものはなり。其他一部の蝦夷は、鳥毛衣ウマゴロ、魚皮衣、草衣等を用ゐ、又交易により他人種の古衣等を得たるならん。始めて木皮の纖維を探りてアツシを織り、草纖維を探りてイタラツペを織りし年代は、今考ふること能はず、然れども其機具の稍々精巧にして、和人の使用するものと略々同じきを見れば、蓋し技巧を和人に學べるものか。衣服の著方は左衽なり。笠、脚絆、靴を用ゐたることあるは、古語によりて知るべし。

食物は魚鰯の肉を主とす、所謂「食肉存活」するものなり。山野の草類、果實等も亦採りて之を食す。後には本道南西部の蝦夷は、僅少の土地を耕し、粟、稗等を作り以て食を補ひ或は酒を醸すに至りしが、其發端は明ならず。本洲の熟蝦夷は、夙に耕作の法を解し、嵯峨天皇弘仁七年（八二六）には、既に口分田を授けらるゝ者あるに至りたれば、渡島蝦夷も亦本洲蝦夷に倣ひて耕作を始めしならん、又は渡黨が之を傳へしならん。蝦夷は鹽の製法を知らず。火食の法は夙に之を知れり。馬、牛、鶏なし、犬は獸獵等に要用なるを以て、古より飼ひしならん。

石を以て斧、槍、劍、鐵等を作り、土を以て素燒の容器を作ることは、前章に記せる如し。又骨、角、木材、植物纖維等を以て、種々の器物を製し、之を使用したりしならん。而して交易其他の方法により、便利なる種々の器物を得て之を交へ用ゐる、終に自製の石器、土器を廢するに至りしならん。遺物中に船釘多し、此は漂流船より得たるものにして、後代も漂流船を

燒きて船釘を取れる物あり、以て如何に鐵を得るに苦心せる時代ありしかを知るに足らん。自製の土器、石器を廢したる時代は地方により著しき差違あり。今の渡島國地方の蝦夷の如きは、夙に他の優等人種に接觸して、利器を得るの便ありしかば、最も早く石器土器を廢したるべしと雖も、北見地方の如きは、交通不便にして他人種と接觸せず、又樺太及び北千島の蝦夷は、北方の他人種に接觸すと雖も、同じく劣等人種なれば之より多くの利器を得ること能はず、是を以て此等の地方は、皆遙に後までも石器、土器を使用したり。

蝦夷の宗教は多神教にして、萬物皆靈魂ありと信ず、其最も尊ぶ所は、日の神、月の神、家の神、火の神、水の神、山の神等なり。熊祭も古より行ひたりと云ひ傳ふ。迷信甚だ強く、多く奇怪なる説話を傳ふ。神を祭るには木幣を捧ぐるを禮とす。諏訪大明神神詞に「木を削りて幣束の如くにして、天に向つて誦呪の禮あり」とあるは其一例なり。而して神をカムイ、祈るをノミ、木幣をイナオ、木幣の復数をヌサと云ふ、皆和語なり、乃ち其宗教も亦和人の感化を受けたることあるを察すべし。

男は鬚髯多し、其長く美なるを以て誇とす。婦女は口の周圍及び手に入墨を施し、其鮮かなるを喜ぶ。日本書紀景行天皇の條に、單に「文身」と記し、男女共に刺墨せるものゝ如くなるは如何。後代にも、稀に男子が額、口邊或は右手に刺墨せし例あれば、古代は男女一般に之を施したるやも知るべからず。刺墨の法は肌を傷つけ烟煤を摺り込むなり。肌を傷くるには、後代は小刀を用ゐると雖も、古代は黒曜石の破片を用ゐしものゝ如し、其苦痛想ふべし。又刺繡、彫刻の法を知りて、衣服、器物に之を施し、又鳥嘴、玉類等を繋ぎ、之を帯びて裝飾となしゝならん。斯の如く彼等は稍々美術を解すこ雖も、屋内を洒掃せず、入浴せず、衣服、器物を洗はざるを以て、其不潔言ふべからず。

齊明天皇四年(五三)四月阿倍臣船師百八十艘を率ゐ、蝦夷を討ち、國田秋田^{今秋田}、津輕津輕^{今津輕}、葦原葦原^{今葦原}、二部二部^{今二部}の蝦夷、怖れて降を乞ひき。乃ち葦原、津輕二郡の郡領を定め、遂に有間津に渡島蝦夷等を召聚して大に饗せり。是歲越の國守阿倍引田臣比羅夫、肅慎を討ち、肅慎肅慎^{今肅慎}に在りし肅慎人を征討せしにあらざるか。肅は津輕海峽以南に産せざるを以て、其渡島の産なるを知るべし。

に在りし肅慎人を征討せしにあらざるか。熊は津輕海峡以南に産せざるを以て、其渡島の産なるを知るべし。

肅慎はミシハセ又アシハセと訓す。蓋し高麗の北より混同江今の黒龍江附近に至る地方に住居せしツングース種族にして、周代

に惜矢、石弩を貢せしことあり。漢代以後は挹婁、南北朝時代以後は靺鞨と稱せしかども、我國にては舊名を以て之を稱せり。此人種は當時鴟張の勢あり、樺太を経て南下し、終に渡島に侵入したるならん。

同五年三月阿倍臣船師百八十艘を率ゐて第二回の遠征を爲せり。阿倍臣龜田、淳代二郡の蝦夷二百四十一人、其虜三十一人津輕の蝦夷百十二人、其虜四人膽振郡の蝦夷二十人を一所に簡集し、大に饗して祿を賜ひ、船一隻と五色の綵帛とを以て、其地の神を祭れり。肉入籠に至るに間菟の蝦夷膽鹿島、菟穗名の二人進みて曰く、彼方羊蹄を以て政所と爲すべしと、其言に隨ひ遂に郡領を置きて歸れり。後方羊蹄は、後志國磯谷郡の尻別ならんとの説ありと雖も、詳ならず。或は云ふ、同年阿倍臣は肅慎と戦ひ、歸りて虜四十九人を獻ぜり。

同六年阿倍臣船師二百艘を率ゐて第三回の遠征を爲し、肅慎を討てり。阿倍臣陸奥の蝦夷を己が船に乘らしめ、進みて大河の側に至れり。時に渡島の蝦夷一千餘、海畔に屯聚し、河に向つて營せしが、肅慎の船師多く來りて害を加へんとするを以て保護を請へり。阿倍臣船を遣はし、蝦夷二人を喚び至らしめ、問ひて、肅慎の隠る所、及び其船數二十餘艘なるを知り、使を遣はし肅慎を招くに、背て來らざれば更に綵帛、兵械を海畔に積みて之を誘へり。肅慎船師を陳ね、羽を木に繋ぎて旗ごなし齊く棹し、近づき來りて淺所に停り、二老翁出で、積む所の綵帛等を熟視し、單袵に著換へ、各々布一端を提げて去りしが、俄にして和を乞ひしかども、應ざりしかば柵に據りて抗拒せり。時に能登臣馬身龍戰ひて之に死し、猶ほ戰未だ倦まざるに、賊は妻子を殺されけり。此に言ふ所の大河を以て石狩川に擬し、或は更に北方の川となすものありと雖も明ならず。幣路辨島は度島^{渡島}の別なりとあれば蓋し樺太ならん。同年五月阿倍引田臣、夷五十餘を獻ぜり。石上池の邊に須彌山を作りて肅慎四十七人を饗せり。蓋し恩威並に行ひて彼等を懷柔せんが爲ならん。

以上三年間の遠征は實に一大快舉といふべし。而して四年より五年、五年より六年と、漸次奥地に進みしことは明にして、遂に北邊の蝦夷を征服し、肅慎を掃蕩せり。其功績顯著なりと謂ふべし。惜むらくは、此時三韓事多く、唐兵は新羅の誘導によりて韓地に入り、百濟を伐ちて王太子を虜にせしかば、七年天皇は皇太子と共に西征せられ、阿倍比羅夫は將軍として韓地に渡りしを以て、北邊の經營は爰に中止するの止む得ざるに至れり。

第二章 和人の移住と蝦夷地の管領

第一節 移住の濫觴

〔一〕和人の移住

和人の移住が其初め如何なる場合に起りしかを考ふるに、(一)本洲殊に奥羽地方に於ける戰亂又は凶歉に際し、難を逃れて移りたる者ありしならん。(二)漂流民の還るに由なくして留りたる者ありしならん。(三)商業、漁業等の爲め本道に出稼して遂に土著したる者ありしならん。而して文治五年(二六)藤原泰衡が、源頼朝の爲めに討滅せられし際は、其殘黨の逃れ渡りしもの最も多かりしが如し。泰衡も亦本島に向ひて走れるが、肥内郡寶柵に至りて變心せる從者の爲に殺されたり。

藤原氏滅亡の際の移住者が、蝦夷なりしや、和人なりしや、又は兩人種の混血種なりしや、是れ一の疑問なり。諏訪大明神繪詞に「渡黨は和國の人に相類せり、但類多くして遍身に毛生せり」とあれば、熟蝦夷なるが如しと雖も、此書の記事は、固より正確なりと信ずること能はず。想ふに藤原氏滅亡の時代は、坂上田村麿の陸奥征討を距ること三百八十餘年、藤原保則の出羽鎮定を距ること三百十餘年、其間和人の夷地^{奥羽}に入りて雜居せるもの、必ず少なからざるべし。而して和人の雜居する所、必ず多少の混血種を生じたるべければ、其北渡せし者の中には、蝦夷も和人も混血種もありしならん。安東氏^{或は安藤氏}が始めて蝦夷を管領せし當初に於ける渡黨は、蓋し斯の如きものなりしならん。

鎌倉幕府は盜賊の輩を捕へて、蝦夷島に追放せり。吾妻鏡に、此事を明記するもの二あり、一は建保四年(二三)強盜海賊の類五十餘人を此島に放ちしことに係り、一は嘉禎元年(二三)夜討強盜の從犯者を此島に流すべしと定めたることに係る。

此流罪者は明かに和人なり。然れども皆男子なれば、其子孫として後に殘るものは、多くは蝦夷婦人との間に生れし、混血種なりと推察せざるを得ず。

〔二〕源義經の傳説

世に傳ふ、文治五年(二八)源義經衣川に伴死して、蝦夷島に逃れたり。藤原泰衡滅亡の後、大河次郎兼任が義經の名を冒して亂を起し、を見れば、義經衣川に死せずとの説は、當時既に世人を迷はすに足りしならん。然れども正確なる史料に、義經北渡の事を記せるもの絶てなし。降りて林春齋の本朝通鑑寛文十年に至り「或曰衣河之役義經不死逃到蝦夷島其遺種存于今」と云ひ、新井白石の蝦夷志序文には享保五年とありには、義經を以て蝦夷のオキクルミに擬せり。

其後之に類する記事は諸書に散見す。雖も、證據あるにあらず。吾妻鏡に據れば、文治五年閏四月三十日藤原泰衡數千騎を遣はし衣川館を襲ふ、義經の家人防戦して敗績し、義經持佛堂に入り、先づ妻子を殺し、次に自殺す、乃ち其首を黒漆の櫃に納め、美酒に浸し、六月十三日鎌倉に傳へ、和田義盛、梶原景時之を實驗せり、其事頗る明瞭なり。尊卑分服其他古き記録亦皆義經を以て、奥州に死すと爲す。近年の史家皆此説を採る。又之を北海道に於ける口碑及び遺蹟に徴するに、毫も義經北渡の證を發見すること能はず。蝦夷の言ふ所によれば、オキクルミと稱する古き神若くは英雄の遺蹟は、日高國沙流郡平取村字ハコヒラ其他處々に存し、又オキクルミに關する種々の奇怪なる口碑少なからずと雖も、オキクルミと義經とは同人にあらず。又シマユクルと云ふ者あり、是れ普通に辨慶に擬するものなりと雖も、決して同人にあらず。其何れも牽強附會の説なることは、往々蝦夷の言ふ所なり。

又西蝦夷地に辨慶岬と云ふ所あり、夷名ベレケイを、辨慶に附會したるものなり。又雷電岬を俗に來年鼻とも稱し、北海道志に「雷電、來年國音近し、昔辨慶蝦夷人に來年歸るを約せし地なり」と記すと雖も、妄誕なること固より辯するに足らず。要するに義經北渡の説は、和人の附會に出で、江戸幕府時代に至り、始めて著書に記載せられ、益々世に傳播するに至りしものと、斷定せざるを得ず。

第二節 蝦夷地の管領

〔一〕安東氏と蠣崎氏

蝦夷島は往古津輕と共に出羽國に屬し、其國司の管する所たりき。降りて鎌倉幕府の初期、津輕地方を陸奥國に編入せしより、蝦夷島も亦陸奥に屬せり。而して津輕の安東氏或は安藤氏幕府の命を以て蝦夷を管領せり。蓋し其初め同氏の管領せるは、主にも津輕地方に住する蝦夷なれば、其威令は未だ蝦夷島に普からざりしならん。

蝦夷を管領せしは、後には安東氏なること明なりと雖も、其初めは安東氏なりしか、安藤氏なりしか、諸書に記する所一様ならず。

安東、安藤兩家の由來を調査するに、安藤系圖、秋田系圖、下國系圖、其他數種の系譜あり。雖も、多くは互に一致せず、且つ精確なるものなし。唯安倍頼時より出づといふ點に於て一致するのみ。而して頼時の祖先は極めて茫漠たり。元來安倍氏は孝元天皇の子大彥命に出づと雖も、其未分れて數多の家を成したるのみならず、奈良朝以來、陸奥の磐城等にして、安倍の姓を賜はりしものあれば、互に混雜して判別し難きに至りしならん。又一説あり、頼時が長髓彦の兄安日王に出づといふ。想ふに安東、安藤二氏の來歴は今之を精確に知ること能はずと雖も、蓋し其初めは同族にして、親密の關係ありしことは、疑なきものゝ如し。又安東と安藤とは其訓同じきを以て、相混じて誤を生じたることあるやも知るべからず。

却説、蝦夷管領を、初めより安東氏とせば、言ふべきことなしと雖も、其初め安藤氏とせば、後に至り安藤氏衰へて安東氏之に代りたるものと爲さざるを得ず。北條九代記に據れば、元應二年(三三〇)より津輕騷擾し、正中二年(三三三)安藤又太郎を改易し、五郎三郎を以て代官職と爲し、嘉暦元年(三三三)討ちて季長又本を虜にし、同三年和談して追討使歸還せり。又諏訪大明神繪詞、保曆間記等に據るも、元亨より嘉暦に至る間、安藤或は安東五郎三郎季久と、同又太郎季長と相争ひて、津輕地方の亂れしこと明かなり。建武元年(三三三)安藤又太郎官軍に屬して功ありしこと、南部文書に見ゆ、延元元年(三三三)安藤五郎二郎家季足利尊氏に應じ、南部師行等と戦ひしこと、八戸系圖に見ゆ、其他安東勢が元弘中心を義貞に合せて兵を挙げしと云ふが如き、安藤季道が初め官軍に屬し後尊氏に屬せしと云ふが如きを合せ考ふるときは、此際にも同族間、竝に附近の豪族との間に戦争ありて、變動を生じたるを知るべし。されば蝦夷管領が、其初め安藤氏にして、後に安東氏之に代りたるものとせば、其交代の時期は、鎌倉幕府の末、若くは南北朝の初と爲さざるを得ず。

〔二〕安東盛季蝦夷島に入る

安東氏津輕に在りて蝦夷を管領すること約二百年、其初め蓋し藤崎に治したりしが、愛季の時十三湊に移り、盛季に至るまで四代の間此に住したりといふ。十三湊は十三湊の海に注ぐ處に在り、當時津輕の産物も、蝦夷島の産物も、此に集りたれば諸國の船此に來りて交易し、頗る繁昌したるものゝ如し。十三湊は此湊の妙見堂山王坊の作と稱す、蓋し當時の景況を述べるものにして、固より誇大を免れずと雖も「西は滄海漫漫、而夷船京船群集、並艦先、調船成市」と、云ふが如き以て其景況を想像すべし。

安東氏の東に南部氏あり、安東、南部の二氏は、南北朝以來屢々相争ひしが、安東氏は遂に敗れて、其根據を覆へされ、蝦夷島に竄入せり。

又新羅之記録に據れば、永享十二年(四四〇)南部義政、安東盛季の女を娶り、十三湊に行きて盛季に對面す、途次津輕の絶勝の地なるを見て之に垂涎し、謀を以て安東氏の君臣を離間し、遂に家老以下勇士數十人を殺さしめ、嘉吉二年(四四三)秋、攻めて十三湊を破り、津輕を攻略せり。盛季他城に據り防戦すと雖も終に力盡き、同三年十二月十日小泊の柴館を去りて蝦夷島に入れり。安東氏の臣民其跡を慕ひ移住するもの少なからずと云ふ。

安東氏は蝦夷島に竄入せる後、津輕を恢復せんと計りしかども、遂に成らざりき。盛季の次子安東太郎一説安東三郎康季、文安三年(四四六)津輕に渡り、外根城に據りしが病んで歿せり。康の季子安東太郎義季も亦寶徳三年(四五二)津輕松館の人を糾合して鼻和郡大浦郷に據りしが、享徳二年(四五三)南部氏に攻められて歿せり、安東氏の宗家斷絶し、支族政季其後を承けたり。

安東政季は、盛季の弟安東四郎道貞の子潮瀨四郎重季の嫡男なり。十三湊滅びし時、弱冠にして捕はれて南部に在りしが、享徳三年(四五四)武田若狹守信廣、相原周防守政胤、河野加賀右衛門尉又加賀政通等密に計りて政季を擁し、大知より航して蝦夷島に入れり。

【三】 蠣崎氏の竄入

安東政季の竄入せし頃、田名部の蠣崎氏も亦戰敗れて蝦夷島に逃竄せり。是より先、南部義政の第五子横田五郎長行、田名部の蠣崎に居る、其子藏人資性勇武にして亂を作し、近傍を掠略せしかば、八戸の工藤河内守政經之を討ち藏人敗れて逃れたり。或は云ふ、藏人鯨を好む、康正元年鯨を逐ひ、工藤氏の境に入りて之を獲たるより、忽ち葛藤を生じ、工藤政經と相攻撃

せしが、藏人敗れて松前に渡り、子孫繁延し、蠣崎を以て氏とす。

安東氏竄入當時に於ける本道和人の状況を察するに、既に東は鵠川に及び西は余市に至ると雖も、其根據は、東は沙首岬邊より西は厚澤部川に至る海岸数十里の地にして、其間には又蝦夷部落ありて、雜居の狀を爲せしものゝ如し。而して和人中の豪族所在小砦を構へて之に據り、附近の人民を管して以て安東氏に隸屬せり。此小砦を館と稱す。安東氏、蠣崎氏の竄入するに及び、其數は増加して十餘となり、和人の勢力頗る増大せり。康正二年蝦夷亂發生の時に於ける館の所在地及び館主は左の如し。

館名	所在地(現今の地名)	館主
志濃里館	龜田郡錢龜澤村字志苦	小林太郎左衛門尉良景
箱館	函館區函館山の麓	河野加賀右衛門尉政通
茂別館	上磯郡茂別村字茂邊地	下國安東八郎式部大輔家政
中野館	同郡木古内村字中野	佐藤三郎左衛門尉季則
臨本館	同郡知内村字臨本	南條治部少輔季繼
稔内館	松前郡吉岡村字吉岡	蔭土 或は蔭田 甲斐守季直
草部館	同郡福山町字及部	今泉利部少輔季友
大館	同郡福山町	下國山城守定季
福保田館	同郡根部田村字近藤	相原周防守政胤
原口館	同郡根部田村字近藤	近藤四郎右衛門尉季常
比石館	同郡原口村	岡部六郎左衛門尉季澄
花澤館	檜山郡石崎村	厚谷左近將監重政
	同郡上國村字花見臺	蠣崎武田若狹守信廣
		蠣崎修理大夫季繁

【四】 蝦夷の叛亂

安東氏が蝦夷島に竄入せし後、幾もなく蝦夷の大亂起れり。蓋し安東氏の蝦夷に對する政策は、努めて之を懷柔して、無事

を欲したるものゝ如く、在島の和人も亦其初めは少数にして勢力乏しければ、蝦夷の意に屈らざらんことを務めたりしならん然るに安東氏等竄入の後は、其臣民の來住するもの少なからざりしかば、和人は勢力を得て自ら蝦夷を凌辱し、蝦夷も亦和人に對して猜忌の念を懷き、遂に衝突するに至りしならん。

康正二年(四五)春、蝦夷志苦の鍛冶屋村に來り、冶工に囑して小刀を作らしめしが、刀成りて後、其利鈍、價值の高下に就きて相争ひ、終に冶工は怒りて、其刀を以て夷を刺殺せり。是によりて蝦夷蜂起し、終に大亂となれり。時に和人は、東は鶴川より西は余市に至るの間に在りしが、多くは蝦夷の爲めに襲殺せられ、其免れし者は松前、上國等に集れり。翌長祿元年(四五)五月東部の酋長コシヤミン大舉來寇し、先づ志濃里館及び箱館を攻めて之を陥れ、尋で中野、脇本、穩内、單部、大館、彌保田、原口、比石の諸館を陥る。茂別、花澤の二館固く守りて屈せず。是に於て諸館主會議し、兵を合せて東に發し、六月二十日大に七重濱に戦ひしが、衆寡敵せず、殆ど敗れんとせり。會々武田信廣射てコシヤミン父子を殺し、蝦夷數人を斬りしかば、我が兵、勢を得て奮撃大に勝ち、遂に諸館を恢復するを得たり。

茂別の下國家政、中野路本古内より上國に至る山道の嶮を経て花澤館に至り、武田信廣、蠣崎季繁に會し、菊一文字の刀を信廣に授けて其功を賞す、季繁も亦來國俊の太刀を信廣に授く、信廣乃ち若狭より携へ來りし助包の太刀を獻じて之を謝せり。季繁嗣子なし政季の女を養ひて子となし、信廣に妻はして家を繼がしむ。

蝦夷亂の起りし後、殆ど百年の間、夷情穩かならず、數次入寇して和人を苦めたり、當時蝦夷の狀況を察するに、和人と戦ひしは、其住居地に近き蝦夷にして、本道全部の蝦夷にあらず、然かも其勢猖獗にして、和人は殆ど大敗せんとせり。是れ當時和人の數尙ほ少なきに因ると雖も、亦以て蝦夷の甚だ強暴なりしを察するに足るべし。

〔五〕蝦夷の鎮定

康正二年蝦夷亂の發生せし後、和人と蝦夷との交際は、圓滑ならずして、蝦夷屢々入寇せり。而して之を鎮定せしは實に蠣崎氏の力に依るものとす。當時蝦夷の勢強大にして、和人は之に抗すること能はず、乃ち佯り和して寶器を與へ、虚に乘じて掩撃せしこと數回に及ぶ、亦以て苦心を察すべし。今其蝦夷亂を年次によりて左に記せん。

文明三年(四七)蝦夷亂れたり。

永正九年(五三)蝦夷蜂起し、箱館、志苦、與倉前の三館を陥れしことは、既に前に記せり。

永正十二年蝦夷蜂起し徳山に迫れり。六月二十二日蠣崎光廣佯り和し、夷酋鹿野留時兄弟及び徒夷を館中に延き、豫め屏障をはづし、繩を以て之を聯ね、夷衆を其前に坐せしめ、酒酣にして寶物を出し之を視しむるに、彼等寶物を弄して餘念なし。乃ち婦女をして衣を攜ちて撥甲の聲を攫らしめ、一刀繩を斷てば、屏障倒れて夷衆之が爲めに壓せられぬ。光廣刀を揮ひて夷酋を斬り、兵士掩撃して徒夷を壓にし、其屍を小館の東に埋めたり、之を蝦夷塚と稱す。

享祿元年(五八)五月二十三日夜風雨烈し、蠣崎義廣自ら鎧を提げて徳山館内を巡警せしに、蝦夷潛に來り將に柵を踰ゐんとするに會ひ、突きて其甲を貫きしかば、餘衆退き去れり。是より此鎧を家寶と爲す。

享祿二年三月西部の酋長タナサカシ亂を作せり。蠣崎義廣進んで上國の和喜館を守り、工藤九郎左衛門祐兼及其弟祐致をして之を瀬田内に迎へ撃たしめしに、衆寡敵せず、祐兼戰死し、祐致逃れて熊石に至り、一巨石の下に匿れ、間を得て走り歸れり。二十六日蝦夷和喜館を攻めんとす、義廣佯り和し、價ふに數多の寶器を以てし、之を館前坂路の平坦なる處に置き、誘ひて之を取らしむ、タナサカシ寶器を得て大に喜ぶを、義廣城樓より百餘間を隔て射て之を殺せり。餘衆驚き逃れしも、會々融雪に際し、天川大に漲りて濟るを得ず、狼狽して川上に奔るを、追撃して菱池に追入れ、之を壓にせり。

享祿四年五月二十五日夜雨ふる、蝦夷來りて徳山館を侵さんとし、密に小橋を渡るを、義廣其聲音を聞き、射て之を殺せり。

天文五年(五九)六月西部の酋長タリコナ來寇せり。タリコナはタナサカシの女婿なり、屢々其妻に勧められ、男の仇を報ぜんと欲し、準備數年、是に至りて來り侵せり。二十三日義廣佯り和し、彼夫妻を館内に誘致し、酒を飲ましめ、其意を窺ひ之を斬殺せり。是より東西の諸部蠣崎氏の威風に懼せり。

天文十九年蠣崎季廣、蝦夷の愛重する寶器數多を準備し、之を與へて懷心を結べり。蝦夷季廣を尊んでカムイトクイと稱すカムイは神、トクイは得意なり。是に於て瀬田内のバシタインを、上國天川地方に置き、西夷の酋長とし、知内のチコモタインを東夷の酋長とし、蝦夷商船往來の制を定め、諸國より來れる商賈をして税を出さしめ、其内を分配して二會に給せり、之を夷役といふ。又夷船の往來するもの、西は上國沖、東は知内沖を過ぐる時、必ず帆を卸して一禮せしむ。是より華夷和親

第三節 松前氏時代

〔一〕時代の状況

慶廣の上京して關白秀吉より蝦夷島主の待遇を受けたるは、松前氏が安東氏の配下を脱して獨立したるものと見るべく、正に一時期を劃せるものと謂ふべし。寛政十一年幕府は箱館地方より、東蝦夷地一帯の地を直轄して之を經營したり、而して松前藩は尙ほ福山地方より西蝦夷一帯の地を管し、以て文化四年の轉封に至りなり。其時代は封建の世にして、諸藩は皆幕府に則りて制度を定め、而して一たび定めたる制度は漫りに之を變ぜず、先例を貴び、格式を重んじ、活動の餘地極めて乏しかりしが、松前藩も亦之に洩るゝこと無かりき。唯其地僻遠に在り領土廣濶にして外國との境界も明かならず、領民には和人あり蝦夷あり、和人の中には數多の旅人を混じ、加之産業も亦他藩と大に趣を異にするを以て、之が施設も亦自ら他藩と異ならざるを得ざりき。和人地、蝦夷地の區別、蝦夷地に於ける場所の設定、蝦夷人に對する政策、旅人の待遇、沖口に關する制度等はなり。

治平久しきに亘りて、士風頹敗し、世襲の制度沿く行はれて社會の活力大に衰へたり。是を以て一藩の主腦たる藩主は概ね凡庸にして、藩士の素質も亦低下せり、從つて藩政は多く舊套を因襲して時勢に應ずることを計らず、其結果として稅政多く財政困迫して、遂に平民の助力を受けざるべからざるに至れり。之に反して商人特に旅商人の勢力は大に増長して、商權金權を掌握せしかば、社會の維持發達は、主にも商人の力に依るに至れり。

産業は漁業を以て第一とす。漁業は益々進歩して、常に庶民生活の資源と爲り、經濟の中樞と爲りて社會の發達を助けたり鷹の捕育、砂金の採取、木材の伐採等の諸業は、一時盛況を呈したりと雖も、或は廢絶し、或は衰微して永續すること能はざりき。交通は從來敦賀、小濱に限りしに、更に進みて大坂と直接の取引を開始し、是時代の末期に於ては、江戸との取引も亦稍々觀るべきものあらんとするに至れり。

松前和人の多くは、奥羽地方より移住せしもの、及び其子孫なれば、風俗元より野鄙なりしと雖も上方との交通、殊に近江商人の渡來に因りて、絶えず上方文化を移入し、又松前氏の江戸參觀により、江戸の文化を移入したれば、風俗は漸次改良せられたり、加之生計裕かなりしを以て、衣食住より人品、言語に至るまで、之を奥羽地方に比すれば、大に勝るに至れり。然れども、質素剛健の氣風漸く地を掃ひ、華美優柔の風習流行するに至りしは、又止むを得ざるなり。

以上の外、尙ほ二個の重要な事實あり。一は海防の事、他は開拓の事はなり。歐洲の新勢力東漸の結果として、外國船時々近海に出沒し、就中露人は漸次千島を窺食して南下するに至れり。然るに松前藩の力は之を防禦するに足らざりしかば、終に幕府自ら警備の任に當ることとなりて、此時代の幕を閉ぢたり。蝦夷地開拓の論は、元祿時代より世の識者間々之を唱道し天明、寛政の頃に至り、國防論と相關聯して漸く勢力を増し、終に幕府を動かして、蝦夷地を經營せしむるに與りて力あるに至れり。

〔二〕松前氏の藩政

當時代政治の善惡は、藩主の人と爲りに關するもの多きに居る。是を以て、此時代の施政の概要を説かんと欲せば、先づ藩主の性行を述べざるべからず。慶廣は武田信廣五世の孫にして、軀幹長大、膂力絶倫、能く三人張の弓を挽き、稟性勇壯、機略に長じたり。又文事に志し、連歌、和歌を詠じ、且つ略々醫術を知り、臣民病むものあるときは、人をして脈を診せしめ、症狀を聴き、藥を與へたりと云ふ。天正十八年上京して從五位下に敍し、民部大輔に任じ、後志摩守に任じ、又若狹守に任じたり。子盛廣身體短小なりと雖も、射を善くし、書に長ぜり。孝心甚だ厚く、天正十五年、齡十七にして母の冥福を祈らんが爲め、竊に商船に乗りて敦賀に航し、紀伊國熊野に詣で、遂に京師に淹留し、翌年四月歸還せり。是を以て京師の文物に通曉し、又羈旅の途次備さに辛苦を嘗めしを以て、深く下情に通じたりといふ。慶長五年家督を繼ぎ、同六年從五位下に敍し、若狹守に任じたり。同十三年父に先だちて歿し、子公廣家督を繼ぎしも、年僅に十一なりしかば、祖父慶廣代りて藩政を統べたり。同十九年公廣從五位下に敍し、志摩守に任じたり。元和二年慶廣、徳川家康の計を得て刺殺し、俄に衰へて歿し、是より公廣藩政を親らせり、時に年十九。公廣諸藝に通じ、和歌を詠じ、又僧澤庵に就きて佛道を修め、小幡勘兵衛に就きて兵法を學べりと云ふ。

松前氏は、祖先信廣以來數世の努力に由り、安東氏の下に在りて、大に勢力を養ひたりと雖も、當時尙ほ一代官に過ぎざれば、内には自由に施設することを得ず、外には未だ其勢力を認められざりき。慶廣安東氏の覇東を脱し、公然蝦夷島主と爲るに及び、始めて外は諸侯と對等の交際を爲し、内は自由の施設を爲すことを得て、著々經營する所あり、以て一藩の規模を確立せり。今此期間に於ける事業の主なるものを列舉せんに、大略左の如し。

- (一) 松前氏の獨立 天正十八年慶廣上京して豊臣氏に謁し、蝦夷島主として優待を受け、文祿二年遂に制書を受けたり。
- (二) 徳川幕府との關係 慶廣又深く徳川氏に結託して其優待を受け、且つ二男忠廣をして將軍秀忠に仕へしめたり。
- (三) 京都及び隣藩との關係 花山院忠長の松前に謁せられしとき、慶廣厚く之を遇し、遂に其縁によりて公卿と結びたり又隣藩なる津輕、南部、秋田、仙臺の諸藩と親しく交れり。
- (四) 福山の築城 新に城を福山に築き、根據を固くせり。
- (五) 華夷の區分及び場所制度 領内を和人地と蝦夷地とに區分し、蝦夷地を數十の場所に區劃し、和人地の幾部と共に、家臣に給與し、蝦夷交易を以て主要の知行とせり。
- (六) 地理の調査 公廣の時、東西の里程を測量せしめ、尋で藩吏をして周く封内を巡行して地圖を畫かしめ、又樺太を探檢せしめたり。
- (七) 財政 慶廣の頃は、藩の財政頗る窮したりしが、公廣の時に至り、砂金を多量に產出したるか爲め、富裕となるに至れり。

〔四〕 松前氏の獨立

蠣崎氏は、蝦夷島に於て既に久しく實權を握れりと雖も、尙ほ安東氏に附屬せり。是れ蓋し蠣崎氏の大に遺憾とする所にして、機を見て獨立せんと欲するの心切なりしならん。天正十八年(五十六)七月關白秀吉北條氏を滅し、進みて白河に至り、前田利家等を遣はし、奥羽の地を檢せしめ、兩國の諸侯をして京師に朝覲せしめたり。安東實季時に年十六、將に上京せんとせり慶廣之を聞きて心安からず、九月十六日(或は十五日)松前を發して津輕に至り、利家父子に會へり。一説(建部元重傳)に曰く、此時近江國六角氏の遺臣建部七郎右衛門元重といふもの、行商と爲り、來りて松前に在り、慶廣を見て天下の大勢を説き、秀吉の配下に

屬すべきことを勸告し、自ら先導して津輕に赴きたりと。慶廣既に利家父子に結び、更に秋田に至りて木村秀綱に會し、又仙北に至りて大谷吉繼に會し、然る後實季の同意を得、十月二十一日湯川湊を發し、雪を冒して上京し、十二月十六日到着せり是より先き、利家既に京師に入り、蝦夷島主の後より來るべきことを陳べたれば、秀吉喜びて其到着を待てり。是に於て扶持五千石を給し、休息して遠路の勞を慰すべしと命じたり。同月二十九日慶廣聚樂第に於て秀吉に謁し、蝦夷島の狀況を演べ、特に從五位下に敘し、民部大輔に任ぜられたり、是れ蓋し他の諸侯と同等の待遇を受けたるものにして、事實に於て安東氏の配下を脱したりと謂ふべし。天正十九年二月一日暇を賜はり、吳服三、銀二百兩を拜領し、尋で歸途に就き、三月二十八日松前に着せり。

文祿元年豊臣氏より制書を受け(五十七)十一月、慶廣松前を發して大坂に赴けり。時に秀吉朝鮮征伐の爲め、出で、肥前の名護屋に在り、乃ち其地に赴き、翌二年正月二日行營に於て秀吉に謁しぬ。秀吉喜びて曰く、高麗征討に當り、蝦夷の千島より遠路來會せしこと、誠に神妙なり、高麗の掌裡に入らんこと疑なしと、乃ち向後蝦夷島に用品を需むべければ、宜しく忠勤を抽んずべしと命じ、又旅中の困難を察し、近江に於て馬飼料三千石を給せんとせり。慶廣辭して曰く、恩意忝しと雖も郷里に八十餘歳の双親あり、餘命幾何もなし、切に侍養を缺かんことを懼る、願くは領地を賜はらず、唯五十七年毎に一度參觀するを得ん。秀吉之を聽し、更に望む所を問へり。慶廣木下吉政に就きて封疆制禁の條目を賜はらんことを請ひしかば、同月五日志摩守に任じ、朱印の制書、並に毎年巢鷹献上につき、津輕より大坂に至る公遞の印信を賜はりたり。制書左の如し。

於松前、從諸方來船頭商人等、對夷人、同地下人、非分儀不可申懸。並船役之事、自前々如有來可取之。自然此旨於相背族在之急、者度可言上、速可被加御誅罰者也。

文祿二年正月五日

朱 印

蠣崎志摩守とのへ

是に於て慶廣は全く一領主と認められ、公然安東氏の配下を脱して獨立するを得たり。同月七日徳川家康に謁したり、時に慶廣樺太島より獲たる道服を着せしに、家康見て以て珍衣と爲し、之を望みしかば、直に脱して之を贈れり。八日秀吉慶廣を

引見して曰く、速に歸國して夷秋を鎮むべしと、乃ち吳服二、道服一、銀三百兩を賜ひぬ。二月二十一日關白秀次より、制書を受けたり、其文意秀吉より受けしものに同じ。

慶廣歸郷に先だち、使を發して、老父季廣に、志摩守に任じ、制書を受けし事を報じ、前田利家が贈れる茶を桐函に納めて之を送れり。季廣大に喜び、一族、諸士、町人を會して之を饗し、茶を一大釜に煮て諸人に飲ましめたり。既にして三月二十八日慶廣藩に歸りぬ。季廣拜謝して曰く、吾若狭の屋形に音信を通ぜし以來、北國中に知らると雖も、未だ上京の志を遂げずして檜山の屋形を主君と仰げり、然るに卿今太閤の幕下と爲る、是れ家運増長、子孫繁榮の基なり、吾が仇之に過ぎずと、慇懃に三禮を爲せり。乃ち制書を榜掲して人民に示し、又東西の蝦夷を會し、譯人をして其旨を曉さしめ、且つ曰く、汝等若し敵對して志摩守の命に背くことあらば、關白數十萬の兵を派遣して征伐せらるべしと。是に於て蝦夷益々蠣崎氏に服従し、諸國より來る所の商船増加し、松前の地繁昌せり。

慶長元年徳川將軍より制書を受け(五)慶廣、長子盛廣を伴ひ松前を發して大坂に赴きぬ。同二年二月盛廣暇を賜はり、且つ虎皮五張、黄金五十枚を給せられき。同三年八月秀吉薨じ、徳川家康主として政務を裁決せり。同四年冬慶廣松前を發し、十一月七日大坂に於て家康に謁し、蝦夷島の地圖及び家譜を呈せり。第二子忠廣正人も亦父に隨ひて家康に謁しぬ。此時氏を松前と改めたり。同五年四月慶廣松前に還りぬ。九月關ヶ原の戰あり、天下の政權全く家康に歸したり。同六年春盛廣江戸に赴き、尋で京師に至りて家康に謁し、五月從五位下に敘し、若狭守に任じたり。此年慶廣江戸に參觀し、十一月百人扶持を給せられき。

〔五〕福山の築城

慶長五年慶廣新城を徳山元館の南に築きぬ。是より先き、慶長三年豊臣秀吉病みて薨じ、爾後諸將黨を樹て、相軋轢し、物情穩かならず、同五年に至りて關ヶ原の戰ありしかば、慶廣天下の形勢を觀て、居城を固くし、以て變に備へんとせしならん。築城功を費すこと六年、同十一年八月に至りて落成せり。名づけて福山と言ふ、元和五年大館町及び寺町を福山城下に移し、寛永六年爵金千軒と云ふの銀夫を役して城の石垣を修築せり。同十四年三月城中火を失し、硝藥爆發して諸建物焼亡せしかば、同十六年六月修造せり。此時新井田主計貞朝役を董し、材木は上國の羅漢栢を用ゐたり。後寛文九年蝦夷亂の際、物見櫓

を造れり。此城幕府に對しては館と稱せりと雖も、蝦夷等に向ひては城と稱せしより、世人も亦城と呼ぶに至れり。

〔六〕和入地、蝦夷地の區別と場所制度

慶廣の獨立せし當時、和人は東は龜田附近より、西は熊石に至る海岸数十里の地に住居し、蝦夷も亦之に混じたり。而して龜田、熊石以外の地は悉く蝦夷の占據する所なりき。是を以て慶廣は現狀によりて和入地と蝦夷地とを區別し、和入地には從來雜居せる者の外、蝦夷の來住を許さず。又蝦夷地には絶て和人の往住を許さざりき。蓋し彼此混住するときは、事端を生じ易きを以てならん。而して龜田及び熊石は夷境に接する要地なるを以て、後に番所を置き、夷地出入の者を檢査せり。

和入地は俗に松前と稱す。又福山のみ松前福山を中心として、以西を西在又は上在と云ひ、以東を東在又は下在と云ふ。此地方に在る部落は之を村と稱し、唯福山のみに數箇の町名を附せり。江差及び箱館は、發達せし後と雖も尙ほ村と稱し其字のみ町名を以て呼びたり。

蝦夷地は西北部を西蝦夷地又は上蝦夷地といひ、東南部を東蝦夷地又は下蝦夷地といふ。又曰蝦夷地或は近奥蝦夷地の稱あり、東蝦夷地にては、大抵幌泉を以て口と奥との境とし、西蝦夷地にては、神威岬若しくは雄冬岬を以て其境とすと雖も、此區分は判然定まれるものにあらず。

〔七〕藩士の知行及び扶持

松前家初代信廣の頃は、其家臣も多からざりしならん。爾後諸館主の臣屬するものあり、一族中分家して家臣の列に下るものあり、浪士の微辟せらるゝものあり、又平民の拔擢せられて士籍に上るものありて、慶廣の頃は、蓋し數十戸に至りしならん。之を普通に家中若しくは侍と稱す。而して松前氏の領土は米を産せざるを以て給與の法は他藩と同じきを得ず。乃ち蝦夷地を數多の場所に區別して之を給し、或は和入地の幾部を割きて之を給し、其他鮭場、鷹場等を給與せり。松前年歷捷徑に、公廣卒する時「賜采邑並夷方領地及鷹栖等遺命印書于松前廣講之家」とあり、采邑は和入地の村落、夷方領地は蝦夷地場所、鷹栖は鷹を捕獲する處を云ふなり。而して藩士の給地は藩主の直領と相交ると雖も、和入地には直領多くして臣領少なく、蝦夷地には臣領多くして直領少なりき。

藩士が給地に於て有する權利は、甚だ制限せられ、和入地にては其人民を支配し、蝦夷地にては蝦夷と交易を爲すことを許

されたるに過ぎず。給地内に於ける採金は固より、鷹待及び著しき鮭漁、鱒漁、伐木等の業は、皆藩主の權利に屬するを以て藩主より特に之を准許するにあらざれば、知行主は其業を營むことを得ざりき。凡そ給地を有する者を支配處持或は場所持と稱し、切米取よりも尊敬せらるゝを例とせり。

藩士中給地を有せずして粟米を給せらるゝものあり、之を切米取といふ。藩士の増加するに従ひ、之に給すべき土地無きを以て、世を経るに従ひ、切米取は増加せり。津輕一統志に據れば、寛文九年松前藩士の數は約八九十人ありて、其半數若くは過半數は切米取なり。同書二箇所に記載ありて一致せず。降りて寶曆十一年の記録に據れば、給地を有する者五十九人、切米扶持の者約百五十人、寛政十年の記録に據れば、給地を有する者五十五軒、切米扶持の者六十二軒人員を數ふれば尙なり。

以上は待なり、此外に徒士及び足輕あり、即ち地下侍なり。其數一定せず時々平民より採用せり。

蝦夷地各場所設定の年月は多く明かならずと雖も、蝦夷地の大部分は、慶長中に區劃せしこと疑なし。其後開きたる場所を舉ぐれば左の如し。

厚岸場所 寛永中之を開く。

宗谷場所 開場の時代不明なり。蝦夷地一件に貞享中之を開くと云へども、津輕一統志に寛文九年（三六）松前の商船宗谷及びルイシンの今のに至り、交易して歸りし事を記したれば、其以前に開きたること疑なし。

霧多布場所 元祿十四年（二七）二厚岸場所の奥地を割きて之を設けたり、即ち今の根室地方なり。霧多布場所と稱するは、初め霧多布に於て交易せしに由る。後交易所をノツカマツに移し、寛政蝦夷亂の後、更に根室に移し、幕府の直轄となりて根室場所と稱せり。

國後場所 寶曆四年（三三）霧多布場所の内、國後を割きて之を置けり。

樺太場所 寛政二年（二七）宗谷場所より分割して之を設けたり。

斜里場所 寛政中（三三）宗谷場所より分割して之を設けたり。

場所の廣狹は一定せず、其一場所と稱するは、口蝦夷地にては概ね今の一郡に相當し、或は之よりも狭小なるものあり。又奥蝦夷地にては概ね今の一郡乃至一國に相當せり。

〔八〕場所請負人

場所知行主は、初め自ら蝦夷と交易を行ひたりと雖も、素より斯の如き業に熟練する者にあらず、所謂土族の商法にて、利益多からず。而して一方には商人の勢力漸く發達したれば、知行主は自ら交易を行はず、之を商人に請負はしめ、坐して料金を取得する者あり、又商人に債務を負ひて返済に苦しむが爲め、場所交易を之に託し、其料金を以て償却を計る者あり。此商人を請負人、料金を運上金、交易所を運上屋と稱す。而して藩主の直領には殊に上乘として藩士を派遣せり。請負人の起りし年代は明かならずと雖も、蓋し松前短廣の頃なるべきか。

請負人は、知行主よりも營利に機敏なり。支配人、通詞、番人を遣はして蝦夷と交易し、尙ほ蝦夷の産物を増加せんが爲め蝦夷に漁法を教へ、或は蝦夷を役使して漁業を營み、或は水産製造を改良し、後には和人を交へて漁業を爲さしむる所あるに至り、各場所の産物は漸次増加せり。然れども亦往々不正の手段を以て交易を利し、或は蝦夷を虐待せる事等なきにあらず。

請負人は知行主に對し、請負期限、運上金等を定めて、場所を請負ふを法とせり。運上金の外に知行主の賄料として場所の産物若干を納む、之を差荷と云ふ。請負期限盡くるときは、更に契約して之を繼續し、或は他の請負人之に代れり。而して請負人の多くは知行主に日常の需用品を供給し、或は金錢を融通し、年末に至りて運上金と差引計算したるものゝ如し。地北寓談に言ふ所は、稍々誇大に失する如しと雖も、亦以て知行主と請負人との關係を察するに足れり。

〔九〕地理の調査

慶長四年（二四）冬慶廣、大阪に於て徳川家康に謁し、系譜と共に地圖を上れり。寛永十年（三三）夏公廣家臣に命じて東西の里程を測らしめたり、即ち高橋儀左衛門測量し、酒井伊兵衛廣種之を監せり。蓋し此時の測量は、和人居居地に止まりしならん。同十二年家臣村上掃部左衛門廣儀をして、周く境内を巡行して地圖を畫かしめたり、其巡行は所謂「島巡り」なりといへば、廣く蝦夷地を跋渉したりと察せらる。公廣の時、地圖を幕府に呈したりとの説あれども明かならず。後正保元年（四四）五月、氏廣地圖を幕府に上れり。寛文元年（二六）短廣、吉田作兵衛をして蝦夷全島を環り、地圖を作らしめたり、作兵衛四月二十七日船に乗りて福山を發し、東部より西部に巡り、八月二十五日歸還せり、蝦夷本島の周回八百里といふは、蓋し此調査の結果ならん。元祿十三年短廣、幕府の命により、郷帳と共に地圖を呈せり。

〔一〇〕樺太の調査

公廣の時、家臣を樺太に遣はし、初めは宗谷のサンナイより樺太のウツシムに渡れるのみにて、其奥に至らずして還れり。寛永十二年佐藤加茂左衛門、蝦夷人な遣はせしは蓋し此時ならん翌年更に家臣甲道庄左衛門を派遣せしに、庄左衛門はウツシムに越年し、翌春タライカに至れり、此時水行約二十日を経たりと云ふ。後樺太蝦夷は松前氏に請ふに船を其島に遣はして交易せんことを以てせしかども、聽かず、宗谷に於て交易する事とせり。然れども稀に交易船の樺太に至りしことあるは、蝦夷亂蜂起概略記に、寛文九年松前の船がエブリコといふ處に至り、エブリコ針葉樹に生ずる樹皮の一種にして藥用に供すを積來りしことを記せるによりて知るべし。樺太はエブリコを産するを以て之をエブリコと稱せるなり、又樺太蝦夷も稀に松前に來ることありき。

〔一一〕蝦夷の再亂

前に記せし如く、松前家初代信廣の時に起りし蝦夷の騷亂は、第三代義廣の天文五年（一五五五）に至りて全く平定し、同二十年（一五五〇）第四代季廣蝦夷と和睦せし後は、蝦夷地久しく靜謐にして、復和人との間に葛藤を生ぜざりき。第五代慶廣以後亦極めて寛大の方針を探り、蝦夷をして自治せしめ、無爲にして之を治めんことを勉めたり。而して蝦夷も亦漸く兇暴の性質を改め柔順となりしと雖も、多年の間には彼我の感情阻隔し、衝突の原因發生して、遂に寛文九年（一六六九）の蝦夷亂を惹起するに至れり。今其狀勢を察するに、大略左の如し。

- （一）蝦夷は從來自由に各地を往來して交易することを得たり。徳川家康が慶廣に下し、制書中に「夷之儀者、何方へ往行候共、可爲夷次第事」とあるも、蓋し此習慣を認めしものなるべし。然るに場所を區劃し、各場所の知行主を定め、場所交易を以て知行に充てたる後は、知行主の利益を保護せんが爲め、蝦夷が自由に他地方に往來交易することを禁じたり。之が爲めに蝦夷の交易區域は著しく制限せられ、毎年知行主が遣はす事の船舶を對手として交易するの止むを得ざるに至れり。是れ場所制定に關し、彼等が第一に懷きたる不平なるべし。
- （二）交易は元より利益を目的とするものなれば、對手を損ずとも自己の利益を得んとするは普通の人情なり。されば和人が低級なる蝦夷に對し、交易品を粗惡にし、或は秤量を偽る等、種々不正の手段を行へるは免るべからざる事なり、例へば昔時交易用の米一俵は二斗入の由なりしを、漸次其量を減じ、寛文の頃は七八斗入と爲したり。其他は類推すべし。

（三）場所知行主は、初めは蝦夷と交易して以て利を收むるに止りしが、年を経るに従ひ、交易に赴きたる和人、自ら其場所に於て漁獵を爲するものあるに至れり。寛文の頃既に其例あり。蝦夷は之を以て自己の業を奪ふものとして怨嗟せり。

（四）和人の蝦夷地へ赴くは、舊と交易の爲めにして、少數なりしに、其後鷹の利益多きに由りて鷹待の派遣せらるゝ者あり。又砂金の發見に因りて鑛夫の入夥する者あり、其出入は廣く全蝦夷地に亘るものあらずと雖も、一地方に於ては、和人と蝦夷との接觸頻繁となり、之が爲めに蝦夷の感情を害せしことありしならん。又蝦夷を利用して私慾を逞しくせんとする者あり、染退蝦夷亂の際、庄太夫外三名の和人が之に黨せしが如き、以て其一例と爲すべし。

（五）松前藩は蝦夷に對して放任主義を採り、蝦夷間の争鬭の如きは、唯之を和解せしむるのみにして、曾て兵力を以て干渉したることなければ、藩の威嚴は自ら減じ、蝦夷は増長して藩を輕侮するに至りし傾向なしとせず。

以上の諸原因相集り、終に松前藩に對して不軌を懷き、和人の貨物を掠奪せんと欲して蜂起するに至れり。然れども蝦夷は數多の部落に分れて統一せず、多くは唯雷同せしに過ぎざれば、其勢力微弱にして、大亂と爲るに至らざりき。

〔一二〕染退蝦夷と波惠蝦夷との争鬭

寛文九年の叛亂に先だつこと二十六年、寛永二十年西蝦夷地の酋長瀨田内乙名（ナウケ）松前氏に叛きぬ。乃ち蠣崎右衛門利廣を瀨田内に遣はして、之を平治せしめたり。

慶安元年（一六五〇）東蝦夷地染退の蝦夷と、波惠の蝦夷と戰を交へたり。染退の脇乙名シャクシャイン驍勇にして頗る跋扈し、波惠の乙名オニビシも亦剛勇矯捷にして互に拮抗せり。是歳シャクシャインとオニビシと相會して酒宴を開きしに、シャクシャイン酔ひてオニビシの部下の一人を殺せり。オニビシ、シャクシャインをして償品を出して謝せしめんとすれども聽かず、終に戰を開き、干戈最さざりき。松前藩使者を遣はし、諭して和解せしめんとすれども應ぜず、前後六年間毒矢を飛ばし、鉞を揮ひて戰へり。其間オニビシに應援するもの漸く増加せしかば、承應二年春、遂に染退の蝦夷を破り、總乙名カモクタインを殺し、シャクシャインも亦將に危からんとせり。松前高廣、家臣佐藤權左衛門、下國內記を遣はし、オニビシに諭さしめて曰く、今や敵の酋長を始め過半殺傷せり、尙ほシャクシャインを殺さんこと容易なるべしと雖も、斯くては彼の黨類亦集りて復讐を企て、葛藤久しく解けざるべきを以て、吾が處置に一任して和解すべしと。オニビシ承諾し、シャクシャインも亦承諾せしかば、双方

に米、酒、器具を與へて和睦せしめ、數年の争闘始く熄み、明暦元年(二六五)二會福山に至り、高廣に謁して他意無きを誓ひたり。

シャクシャインは、カモクタイン戦死の後、代りて染退の惣乙名となれり。彼は屢々戦場に臨みしかども曾て微傷だに蒙らず且つ形勝の地に據りたれば、自ら處ること尊大にして、衆夷の崇敬を受け、數年ならずして勢力を恢復したれば、寛文二年(二六二)復オニビシと葛藤を生じたり。同五年夏松前高廣、家臣下國內藏丞を遣はし、諭して和解せしめぬ。同七年染退蝦夷、オニビシの部下の一人を殺せしかば、オニビシは償品を求めしに、シャクシャイン應ぜず。時に砂金採取の爲め和人數多染退に在り、坑首文四郎といふもの、双方の間に立ちて之を和解せしめんとせり。同八年四月二十日、オニビシは文四郎を訪はんが爲め染退に赴けり。文四郎の住居は染退川西側の原野に在り、方百間許の土壘を築き、其中に家を建てたり。シャクシャインの砦は染退川東岸の岡上に在りて染退原野を下瞰せり。二十一日シャクシャインは部下數十名^{或は二百を率ひ}、文四郎の家を圍みしかば、オニビシ戸外に出で、奮闘して之に死せり。

オニビシの黨渡惠のチクナシ、ビボク^{後に新郷のハロウ等}、オニビシの讎を報せんと欲し屢々間諜を遣はして敵狀を探りぬ。六月下旬松前の商船染退に着し、其地の蝦夷、酒を得て痛飲せり。チクナシ等數十人、夜に乗じて之を襲ひ、チクナシの母先づ潜み入りて火を敵の新砦に放ち、餘衆等に至り、數十人を殺傷して歸れり。

オニビシの姉は、沙流の蝦夷ウトマサ^{或はウツ}の妻にして頗る勇氣あり。弟の爲めに讐を復せんと欲し、渡惠に歸り、更に厚別川の岸に要害の地を相し、砦を構へて之に據りぬ。シャクシャイン之を聞き、染退、浦川の蝦夷を遣はして襲はしめしに、チクナシ等迎へ撃ちて之を破りぬ。七月中旬復來り攻めしが、此時厚別の蝦夷多く出で食料を採取し、砦に残れる者少なしオニビシの姉戰死し、餘は山中に逃れしかば、敵は家を焼き、器物を奪ひて去れり。

厚別の敗後、オニビシの黨は勢力頓に衰へしかば、チクナシ、ハロウ等、遺憾に堪へず、十二月ハロウ松前に上り、頼末を陳べて、兵器、糧食等を貸與せられんことを請ひしかども、古來蝦夷の戰爭に、一方を援助したる例なしとて之を許さず、二黨の爲めに調停の勞を執らんと約し、米、酒等を與へて歸らしめたり。翌九年四月沙流のウトマサ亦松前に上り、兵器、糧食を借らんことを請ひしが、藩は之を許さず、米、酒等を與へて歸らしめしに、途にして病死せり。是に於て藩は人を沙流及び

染退に遣はして双方を諭し、中裁の勞を執らんことを言はしめしに、双方共に之を承諾し、其證として物品を提出せり。唯ハロウのみはシャクシャインの異圖を懷くを察し、之に同意せざりしと云ふ。

〔三〕蝦夷の叛亂及び其征伐

シャクシャインは松前藩の中裁に對し、陽に承諾の意を表すと雖も、心密に不軌を懷けり。時に越後の庄太夫、庄内の作右衛門、尾張の市左衛門、最上の助之丞等四人、數年來應待として蝦夷地に在りしが、シャクシャインに黨し、殊に庄太夫はシャクシャインの女に通じ、シャクシャインと最も親密なりしを以て、之を援けて松前氏を滅し、諸國通商の利を擅にせんと欲し、其腹心となりて畫策する所ありしと云ふ。シャクシャインは先づオニビシの殘黨を懷柔せんと欲し、流言して曰く、ウトマサの松前に赴きて死亡せしは、毒殺せられたるものなり、松前を討ちて此仇をシャモ^{和人}に報いざるべからずと。是に由りてオニビシの殘黨稍々シャクシャインに與するものあるに至れり。シャクシャイン又チメンバといふ者を西蝦夷地に、ウエンシルシといふ者を東蝦夷地に遣はし、各部落の蝦夷を煽動せしめて曰く、松前の處置年を逐ひて不法を極め、今や我が種族を絶滅せんと企て、現に沙流のウトマサは松前に至りて毒殺せられたり、今年蝦夷地に來る商船の貨物には、皆毒を入れて我等を殺さんとす是を以て樺太島、ラッコ島の夷人までも協力して蝦夷地に在る應待、舟子、鑛夫を殺し、米糧等を奪ひて兵糧に充て、以て松前に攻め上り、シャモを一掃せんとす、若し同意せざる輩あらば、シャモより先きに之を殺すべしと。是に於て各地の蝦夷多く之に黨し、和人を襲ひて之を殺し、掠奪を擅にせり。商船を襲ふこと東蝦夷地に於て十一艘、西蝦夷地に於て八艘にして、其他三十二艘は、變を聞きて松前に歸還せり。宗谷及びルイシン^{今風に赴きたる}の商船四艘は無事に交易を爲し、殊に其内一艘はエブリコと云ふ處^{樺太}に到り、エブリコを積み來れり。釧路以東の蝦夷も亦叛亂に與せざりき。殺害せられし和人は、船子、應待等にして東蝦夷地に於て百二十人^{土人}、西蝦夷地に於て百五十三人^{土人}なり。

六月二十一日東蝦夷地の變報松前に達しければ^{西蝦夷地の變報は七月七日到達す}、士卒を國縫^{今八雲村の山越郡に}に遣はして之を守り、且つ夷情を探らしめ又之を江戸に報告せり。時に藩主矩廣年甫めて十一、軍務に堪へざるを以て、幕府矩廣の從祖父松前八左衛門泰廣^{公廣の三男にして幕府に仕ふ}に命じ、代りて叛夷を征討せしめたり。七月二十六日家老嶋崎藏人廣林、兵を率ゐて福山を發し、八月朔日國縫に着しぬ。松前藩は兵士少なし、乃ち漁民、鑛夫等を以て之を補へり。七月二十八日以来叛夷は國縫に攻寄せ、毎夜砦に近づきて火を放た

んとせしかども、戌兵銃を發して之を攘ひぬ。八月四日松前の兵五百二十五人三隊に分れ、モンベツの夷賊を討ち、遂に進みて長萬部に至り、我は小銃を發せしに、彼は毒矢を放ちぬ。五日シツカリ^{今の松田郡神邊村の松田の西方}に至り、有珠の叛夷九人を生擒し、數人を銃殺して國縫に還れり。叛夷恐れて退き去りぬ。十日泰廣江戸より福山に來り、二十一日國縫に至れり。二十八日糧船龜田より國縫に着せり。九月四日松前の兵、船に乗りて國縫を發し、内浦灣を渡りて東征せり。第一陣佐藤權左衛門、第二陣蠣崎藏人、第三陣松前儀左衛門順次出發し、泰廣之を統率せり、總員六百二十八人なり。權左衛門途すがら叛夷を誘降し、進みてビボクに至り、使を染退に遣はし、諭して降伏せしめしが、シグシャイン^{シグシャイン}踞蹕して決せず、其子カンリリカ勸めて降らしめたり。是に於てシグシャイン部下數十人を率ゐ、刀を佩き、弓矢を帶び、甲冑を著して來れり。權左衛門命じて武裝を解かしめ、巨魁十六名を招き、言ひて曰く、汝等降伏したれば生命を助くべしと、乃ち價品を出さしめしに、大小の刀類、クワサキ^{クワサキ}鋤等を集めて之を呈せり。既にして松前の後軍到着せり。乃ち和を祝すと稱し、酒を與へ、其醉へるを伺ひ、撃ちてシグシャイン、チメンバ等十四人を殺し、ウエンシル^{ウエンシル}外一名を擒にせり、時に十月二十三日夜なりき。二十四日染退に至り、夷酋を攻めて之を燒けり。初め泰廣等以爲らく、染退は根本にして其他は枝葉のみ、根本を覆さば、枝葉は自ら平定せんと。既にしてシグシャイン等奥蝦夷地に逃れ、持久の策を爲さんとすとの風評あり、其速に平定し難からんことを憂へしが、遂に其事なく容易く誘降して一舉に根據を覆すことを得たり。

〔一四〕 農業の状況

本道の農業は、其發端甚だ古しと雖も、邦廣は特に梨田に意を注ぎたれば、茲に當時代に於ける農業を一括して之を記せんとす。

〔一五〕 畑の耕作

和人の移住するや、多少の蔬菜、雜穀を作りしことは、之を想像するを得べしと雖も、記録に見ゆるは天正十六年(一八八)近江の人建部七郎右衛門が蔬菜種子の行商として松前に來りしといふを以て始めとす。降りて津輕一統志に「當年(寛文九年)は粟大分に作り申候」と記せり。元祿八年(一六九五)因作にて種子を失ひしかば、翌九年松前藩より南部藩へ粟五石、蕎麥三石、小豆五石、大豆若干の購入を依頼せり。享保二年の松前蝦夷記に曰く

一松前西東の地にて、雜穀粟、稗、大豆、小豆、午房、大根、瓜、茄子並に麻、多葉粉總て畑物土地相應に出來申候。尤所々畑作有之、百姓勝手次第に作り、取よし。年貢納り申候は龜田村馬大豆^{馬大豆は松前産}ばかりなり。

一蝦夷地にては、粟、稗計作り申よし。

人民は主にも漁業によりて生活したれば、農作は其副業たるに過ぎず。凡そ畑地は官に請ひて下附を受くるにあらず、隨意に附近の地を相し、之を開墾して耕作すと雖も、肥料は殆ど全く之を施さざるを以て、地味附せて收穫を減ずるに至れば、更に他の適地を相して開墾耕作せり。又地味未だ瘠せずと雖も、家業の爲めに手を下すこと能はざるときは、其地を荒蕪に委せり。斯の如き状態なれば、畑の所有權も確實ならず、元祿四年(一六九二)四月松前藩より龜田奉行に達せし法令中には「五年も拾遺候畑は、新世間之者共にまかせ可申候」と規定して此等の廢畑を、新に家を成し、者に隨意所有せしむる事と爲せり。又稀に遠隔せる肥沃の地に畑を開き、假小屋を設け、夏秋の候此に在りて農作を營むものあり。同法令中に「畑仕廻候は、面々在所を出、越年候様急度可申付候事」とあるは、此等の者に對する規定なり。

農業には初め租税を課せず。松前蝦夷記に據れば、當時の畑役は唯龜田村の大豆のみなりき。尋で一般の耕作者に七三の穀役を課し、後一段歩に付、錢九十文と定めたり。而して既に課税する上は、耕地の面積を定むる必要ありと雖も、前に記せし如く、耕作の面積は年々増減ありて一定せず、藩も亦年々之を檢査するの煩を避け數年に一回檢査するに過ぎざりき。

蝦夷の農業は其、起原明かならずと雖も、蓋し和人に倣ひしものたることを察すべし。其農作物は、僅に粟、稗、蕎麥等に過ぎず。又其耕作の地方は、石狩、十勝、白糠以南に止まれり。福山祕府に享保元年五月、蝦夷に雜穀を植ゑしむとあるは、蓋し此時始めて雜穀を作らしめしにあらず、其耕作を獎勵したるものならん。蝦夷は和人に比すれば農具甚だ整はず、粟、稗の穂は、貝殻を掌に持ちて摘み取るを普通とせり。收穫物は副食に供し、又粟、稗を以て濁酒を醸せり。其耕地には租税を課せず。

〔一六〕 水田の試作

本道は和人の常食たる米を産せざるを以て、之を作らんと欲するの情は、甚だ切なりしなるべし。今松前志其他の舊記に據り、米の試作に關する事情を擧げんに左の如し。

元祿五年(六三)東部龜田村に於て、作右衛門といふもの、新田を試みしが、二三年にして廢せり。
元祿七年(六五)東部戸切地上國村の内に於て、新田を試むるものあり、稔りて新米を藩主に獻せり。

元祿十一年より十三年迄、佐藤信景東蝦夷地に至り、水田を試作せり。

元祿三十四年頃西部江差に於て、新田を墾せしが、幾もなくして廢せり。

享保十七年(三三)江差に於て再び新田を試み、稔りて一俵の米を藩主に獻上せり。

元文四年(三五)邦廣命じて東部福島村及び大野村に新田を開發し、冬十二月家臣を城中に會し、宴を開きて之を祝せり。耕

作四年にして廢せり。

明和の末、東部及部村に於て水田を試み、二三年にして廢せり。

安永八年(七七)松前廣長、藩主道廣に告げ、出羽の農夫成田彌助といふ者をして東部福島村に新田を開かしめしかど登熟せず、彌助去りて來らず、翌九年津輕の農夫を役し、米二十俵餘を收穫せり。天明元年早稻のみを作りしに、凶作にして遂に廢絶せり。

是に由りて之を觀れば、官民ともに屢々米を試作し、殊に邦廣は最も熱心なりしかども、遂に成功せざりき。蓋し松前は氣候低溫なるに、之に適する早熟種を得ること能はざりしに因るならん。其結果松前に於ては米を産すること能はざるものと斷定せらるゝに至りたり。

〔一七〕 家畜

馬の始めて本道に移入せられたる年代は、今之を知ること能はず。慶長二十年松前慶廣南上の際、津輕信牧より善馬を佐竹義宣より大蘆毛の駿馬を贈られしこと、新羅之記錄に見ゆ。降りて享保四年三月幕府の命を以て、松前藩より上國産の馬二頭を幕府に獻ぜり。一般の人民は、馬を山野に放牧し、使用する際は之を捕へ來り、使用終れば復之を山野に放ち、天然の草、笹等を食して生活せしめ、雪積りて食物を獲ること能はざるに至り、纔に乾草等を與ふるに過ぎず。斯の如く簡易に飼育し得たるを以て、大に繁殖し、逢坂氏日記に據れば、寛延三年(二五)龜田郷中の馬數八百九十三頭ありき。又東遊雜記にも「松前は馬の數多ある所にして、少しの荷物にても馬にて送るなり」と云へり。馬の體格は漸次退化して矮小となり、力量乏しと雖

も、强健にして能く難路に堪へ、駄用に適せり。唯乗用に適せざるを以て、乗馬は多く奥羽地方より移入したりと云ふ。

牛の記事は、貞享元年(六四)四月、白牛東部白神海岸に漂着すとあるを以て始めとす、然れども其の本道に入りし起原は明かならず。天明、寛政の頃は東部錢龜澤村、石崎村、小谷石^{今の上郷郡}知内村の内に於て飼育せしが、其數は多からず。

鶏、鶩及び犬を飼育せり、是等は普通の用途の外、鷹の飼料として用ゐられたることありき。因に、本道の山野は雉子を生せず、享保中他國の雉子百餘羽を集めて放ちしが、終に絶滅して一羽をも存せざりき。

蝦夷は犬の外に家畜を有せず。犬はセタと稱し、各戸大抵數頭を飼育し、狩獵の際之を使用せり。殊に熊獵には之を利用すること多し。又地方によりては之を殺し、肉を食ひ皮を着たり。

第四節 蝦夷地と對外問題

〔一〕 外國船の出沒

將軍家光が嚴重なる鎖國令を發せし後僅に數年、寛永二十年(六三)一隻の和蘭船東蝦夷地厚岸に來泊せり。此は歐洲船の始めて北海道に寄港せるものなり。今歐洲人の我近海に來れる淵源に溯りて考ふるに、建治元年(二五)伊太利ベネチアの人マルコ・ポーロといふもの、支那に赴きて、元主忽必烈の朝に仕ふること十七年、諸國を経て、永仁三年(二五)郷里に還り、東洋紀行を著はし、大陸の東方一千五百哩の海上に、ジバンター^{即ち日本}といふ大島ありて、其產出する黄金の無盡藏なることを記し、渺ならず世人を驚かしたりき。降りて十六世紀の末に至り、マニラよりノヴァイスマニアに向つて出帆せし一商船が、日本の東方にて颶風に遭ひ、一大島に漂着せしに、其島の住民は海岸より金銀を漁し來り諸什器に至るまで之を以て鑄造すとの風説歐洲人の間に傳れり。此風説は和蘭東印度商會の一吏員が、該船の一本夫より聞きしに起因すといふ。ノヴァイスマニアの太守サリナス之を聞き、該金銀島を探らんと欲し、セバスタアン、ヴィズカイノを日本に派遣したり。ヴィズカイノは慶長十六年(六二)日本に來航し、海岸を測量して陸奥に至り、翌年出帆して東海^{太平洋}の金銀島を探りしかども、發見すること能はず。復び日本に來りし時には、船體既に損傷したれば、同十八年伊達政宗が羅馬に派遣せし使節、支倉六右衛門の一行に伴はれて、

ノグアイスバニアに歸還したり。尋で和蘭の印度總督等も金銀島を搜索し、併せて紐紐、高麗の海岸、及び日本の北西地方等を探検せんと欲し、寛永十六年(一六三九)二船を派遣せしが此船は先づ金銀島を探りしかども發見する能はずして空しく歸還せり依りて同二十年更にマールテン、グリッセン、フリリスを司令官とし、カストリウム、グレスケンスの二船を派遣せり。二船は各々五十餘名の乗組員と一箇年間の糧食とを搭載してバダビアの港を出帆せしが、日本の東海に於て二船相失し、カストリウムは獨り北東に進み、十勝に到りて始めて蝦夷島を見、探検に至りて同島にスタテンランドの島と命名し、得撫に至りて十字架を樹て、島名をコムバニースランドの島と命じ、更に北行せしが、霧多くして危険なるにより、針路を西に轉じ、紐紐方面に向ひ、樺太に至りて歸途に就き、探検、得撫の間を過ぎ七月十二日(西曆八月十六日)厚岸に寄港せり。會々松前藩の遣はせる蝦夷交易船同處に到り、其上乗役小山丑兵衛、船頭彌兵衛該船に赴きて檢したるに、船の長さ約三十尋幅約四間、船中大砲十五六挺を備へたりといふ。カストリウムは同地に滞在すること十七日、船體を修繕し、糧食を得て出帆し、更に二十餘日間、金銀島の所在を探りしかども、目的を達すること能はず、歸途四國の南海に於て僚船グレスケンスに遭ひ、相伴ひて歸還せり歐洲船の日本北海を探検せるはカストリウムを以て率先とす。然れども其觀察には得撫を亞米利加大陸の附近と爲し、又樺太島と蝦夷島とを分たざるが如き誤謬を含めり。

金銀島の實在せざることは、固より言を俟たず。然れども當時の地圖には、日本の東海に二島を描き、西班牙語にて、一をリカ、デ、オロ、一をリカ、デ、プラタと呼び、世界無比なる寶の島と想ひたるを以て、此後も尙ほ航海の途次之を探索せしもの少なからず。元祿九年(一六九六)には西班牙の一船、非利賓より墨西哥へ航海の途次之を探れり。元文四年(一七五九)露人スバンゲンベルグが、日本の東海を探りたる目的も亦金銀島の發見にありしもの、如し。天明七年(一七九七)には佛人ラペール、路易十六世より受けたる訓令によりて之を探れり。尋で英人プロートンは寛政八年(一七九六)に、露人クルーゼンシュテルンは文化元年(一八〇四)及び同二年の二回に之を搜索せりと云ふ。二百餘年間歐洲人を迷はしたる金銀島の搜索は、クルーゼンシュテルンを最後の探検者として止みたるが、其間の探検によりて、外國船は自ら日本の東部に出没したり。

〔二〕露人の千島侵略

露國は天正九年(一六三二)冒險家エルマークが、約八百人の部下を率ゐて西比利亞に入りしを始めとし、漸次東方を蠶食し、元

和四年(一六二八)元禄五年にはエニセイスクに築を築き、寛永九年(一六三二)にはヤクトツクに築を築きて政廳を置き、土人より獸皮を徵收せり。尋でボヤルコフは同二十年より三年の歳月を費して黒龍江を下り、陸祖灣の海岸及び、オホツク海岸を探検し、ハバロフは慶安三年(一六五〇)黒龍江地方を侵略し、雅克薩城に於て始めて滿洲兵と衝突し、爾來屢々之を戦ひ萬治元年(一六五八)ステパノフは戰死したり。滿洲人乃ち雅克薩城を燒きぬ。露人殘壘を收めて再び之に據り、屢滿洲人と戦ひしかども元祿二年(一六八九)尼布楚條約により、ゴルビツァ川及び其水源地より太平洋に達する外興安嶺並に阿爾功川を以て露清兩國の境界と定むるに及び、露人は雅克薩城を毀てて退去したり。此條約は清國の勝利に歸し、黒龍江一帯の地、清國の有と確定したれば、露國の爲めには不便言ふべからず。然れども同十年(一六九七)アトアゾフといふもの、勘察加を征服したれば、黒龍江沿岸の地を除くの外、西比利亞全土は、露國の經營に歸したり。

既に勘察加を取りたる上は、更に千島を侵略するは當然の勢なり。勘察加及び千島地方に就きては、虚偽の報告多く傳はれりとは、露國研究者の言ふ所にして、其精細を知り難しと雖も、露人の千島に着手せるを正徳元年(一七二二)と爲すは普通の説なり。斯くて寶曆年間には、露人の南下は、千島列島の北半部に及び、多くの島名を改め、土人を改宗せしめ、一男一皮の年貢を徵收せり。

寶曆九年松前藩士湊覺之進、厚岸に赴きて滞在せしに、七月十八日探検乙名カッコロ、國後乙名ヌサシテカ來着せり。カッコロ外國製の赤衣を着し、外國製の鎗を携へたり。翌十九日覺之進に告げて曰く、一昨年クルムセに行きしに、赤衣を着する外國人數名居住し、番所を構へたりと。松前藩士が露人接近の警報を聞きしは、之を始めとす。幕府がベニョウスキーより警告を得たる明和八年に比すれば、早きこと實に十二年なり。明和五年(一七六八)露人大船に乗りて得撫島の東浦ワニナウに來り、滞在して臘虎を獵し、天明五年(一八二五)にはイジョウ外二名、探検島に渡り、同島シャルシムの蝦夷部落に寄寓せり。

明和二年(一七六五)露人イバンレンエンチチ外一人、クルムセ人を舟夫とし、小船に乗りて羅處和島に來り、又同島蝦夷を伴ひ、新知島に來りて越年し、同三年探検島に渡り、歸りて得撫島に越年し、同四年ウセシリ島に至れり。イバンレンエンチチは粗暴短慮にして屢々蝦夷を打擲し、尙ほ之を奥島に伴はんとせり、蝦夷逃れ隠れしかば、大に怒りて、其器具を碎き、船を燒き、數名を縛して強ひて伴ひ去れり。殘留せる者は流木を以て船を造り、辛うじて羅處和に歸りぬ。同五年羅處和蝦夷、去年鍋を

露人に碎かれたれば、更に之を求めんが爲め、擧提に來りて越年せり。同六年露人イバンホロシヒニイカノフ外二名離處和に來り、諭して曰く、イバシレンエナチは暴行の故を以て重刑に處せられ、彼に伴はれたる蝦夷の半數は歸還せしめらるべきを以て今後露人に對し隔意あるべからずと。同七年夏、露人得撫に於て擧提蝦夷を殺せり、從來擧提、國後、厚岸等の蝦夷は年々得撫に渡りて臘虎を獲するを例とし、尙ほ進んで奥島に至れるものあり。然るに露人は既に得撫を占領し、出稼の蝦夷に對して不法の行爲多く、遂に擧提酋長ニセヲコテ外一名を銃殺せり。同八年擧提、羅處和の蝦夷、小舟數十艘に乗りて得撫に赴きしに、露人復暴行を加へしを以て、蝦夷等相謀りて復讐するに決し、先づ得撫島西浦リウカラマに於て露人を襲ひて、其八人を殺し、轉じてマカンル島に於て十七人を殺し、尙ほ擧提蝦夷は、歸途得撫東浦リウナウを襲ひて、數十人を殺傷せり。翌安永元年(二七)復得撫に出獵せしに、露人の隻影を見ざりき。同二年露國の大船得撫に來りしかば、擧提、國後より出獵せし蝦夷之を見て逃れ還りぬ。露船暴風に遭ひ、西浦アタトイに破壊し、露人同地に上りて滞在せり。同三年擧提蝦夷復出獵せしに、露人を請ひ、互に交易を始めたり。同五年露國の大船復リウナウに來れり。アタトイの露人も亦リウナウに移りて新に來れるものと合しぬ。

(三) 露人 南 侵

露人が千島を蠶食して南方に迫れることは、松前藩略々之を知れども、堅く其事を秘して發表せざるにより、世人は一般に之を知らざりしに、端なくも一外國人の厚意によりて警告を受けたり。其外國人は匈牙利の人モーリツ、アウグスト、ベニコ、ウスキといふ者なり。彼は幼より軍隊生活を爲し、西曆千七百六十七年^{明和四年}波蘭に赴き、大佐となり、露軍と戦ひしが、不幸にして捕虜となり、千七百六十九年冬、勘察加に追放せられ、翌年同地に着し、千七百七十一年^{天明元年}同志と謀り、船を奪ひて逃亡したりといふ。逃亡の途上同年阿波に寄泊して徳島藩の撫恤を受け、同地を出帆して琉球の大島に到り、同地に於ても薪水食料の給與を受けたりければ、彼は長崎の和蘭甲比丹に七通の書を送り、其紹介を以て、懇切の待遇を受けたることを日本に謝し、露人が千島に將を築き、松前及び其他の諸島を窺視し、之に着手せんとすることを警告せり。

此警告は、我國にとりては極めて重要なものなりき。幕府は深く之を秘したりといへども、長崎通詞及び長崎在留の和蘭甲比丹等によりて、稍々世上に漏れたるなり。即ち儒者平澤旭山は安永三年(二七)長崎奉行桑原能登守盛員に隨從して長崎に至り

滞在約一箇年の間に、通詞松村君紀^{安永}より之を聞き、林子平は同六年同地に遊びて、甲比丹^{イト}より之を聞き、豊後の儒者三浦梅園は同七年同地に遊びて、通詞吉雄耕牛^{安永}より之を聞きたり。尙ほ其他にも聞き知りたる人ありしならん。

(四) 露人 通商を請ふ

安永七年得撫島にある露人クレトフセメテリヤウコベツ等數十人、新知島の蝦夷を伴ひ、五六十石積の船三艘に乗り、國後蝦夷の酋長ツキノエを嚮導とし、六月九日霧多布場所ノツカマに來り、銃を放つこと數聲、蝦夷大いに驚き騷擾せり。既にして露人上陸し、新知蝦夷を通詞として異志なきことを告げ、官吏に面會せんことを請ひぬ。時に上乗役新井田大八、目付工藤八百右衛門同地に在り。夜に入れるの故を以て應對を謝絶せしかども、露人は安心を得んが爲めとて、強ひて請ひたれば之を運上屋に引見せり。翌日書簡及び方物を呈し、物品の交易を請へり。大八諭すに、外國交易の事は一存にて決する能はざるにより、松前に歸りて、藩主に稟申すべきが故に、明年擧提に來り、回答を待つべきことを以てす。同月十二日露人船を拔きて去りぬ。同八年松前藩は上乗露人應對の爲め、松井茂兵衛、工藤清右衛門、淺利幸兵衛及び足輕、通詞等を派遣せり。一行は四月二十九日福山を出帆せしが、順風なきにより南部の佐井港に入り、滞留して八月四日に至れり。露人は總員三十餘名、五月擧提に來りて回答を待ちしかども、松前藩より吏人の出張なきを以て、國後に移り、ノツカマに至り、更に進んで厚岸場所のツクシコイに來りぬ。ツキノエ嚮導をなすこと前年の如し。八月七日茂兵衛等霧多布に至り、之を聞きて引返し同月九日厚岸に來り、爾後露人を引見すること三回、諭して曰く、此地にて交易することは國法の嚴禁する所なれば、今後再び來る勿れ、若し我が國の物資を望まば、クリル島の夷人を頼み、擧提島の夷人と交易すべし。尙本邦人に對して交易せんと欲せば、長崎に至りて出願するの外なかるべしと雖も、是は我が指揮する所にあらずと。乃ち前年の書簡、方物を返附せりと露人我が官吏の姓名を問ひしかども、之を告げず、長崎への方向、里程を問ひしかども、亦知らずと答へたり。滞在久しかりしため食糧の缺乏を來せるにより、米十五俵、烟草五十把、酒一樽を與へて還らしめたり。以上二年間の事件に關し、厚岸、霧多布、國後三場所の請負人飛騨屋久兵衛が費す所、金三千七百兩に上りしといふ。露人の此渡來は、當時にありては、重要な事件なりしと雖も、松前藩は深く秘して幕府にも報告せざりき。松前家系圖に「此條不告官」とあること其證なり。

(五) 幕府の蝦夷地調査

露人が北邊に迫ることの世上に漏るゝや、心を傾けて事の真相を究めんとするもの出でたり。仙臺藩の醫師工藤平助又周藤と稱すは其一人なり。平助は江戸に住し、博く書を讀み、憂國の情厚し。交遊甚だ廣く、林子平も亦毎に平助に兄事せり。北邊禁秘録に據れば、平助は曾て長崎に遊び、蘭の説を聞きしことありと云ふ。其後江戸に來りし長崎通詞より、露人南侵の事を聞き又門人たる松前米田玄丹を介して湊源左衛門松前藩勘定奉行にして天明元年重選放免に處せられし人と相識り、千島に於ける露人の状況を聞き、之を蘭書に照して誤らざるを知れり。是に於て赤蝦夷風説考二卷を著述し、露國に對する意見を述べたり。是れ實に我國人の論ぜる對露策の嚆矢にして、對露關係より蝦夷地の開拓に言及せるものなり。其上卷には松前人及び長崎人の物語等を記し、蘭人は露國に隱謀ある由の風説を爲すと雖も、露國が軍兵を起して合戦に及ぶべしとは思はれず、蝦夷との小闘は露國政府の議に出でしにあらざり、私に考ふるに、我國に金銀銅等の多きを知り、交易を開かんと欲するならんといひ、更に進んで、第一要害の爲め第二拔荷禁制の爲め、交易を許し、其力を以て蝦夷地の金銀山を開くべしと。

赤蝦夷風説考成りてより、平助は天明四年三浦庄二といふものゝ手を経て、之を老中田沼意次に呈せしに、意次は勘定奉行松本伊豆守秀持に命じて之を調査せしめたり。露人の南下は國家の大事なれば棄置くべきにあらず、加之當時幕府は、財政の窮乏を救はんとして、尋りに資源を求め居りし際なれば、赤蝦夷風説考は、蓋し大に當路者の心を動かしたるならん。是に於て秀持は平助を招きて質問し、又勘定組頭土山宗次郎等をして調査せしめしに、宗次郎は、松前蝦夷地を事を知る人々より數多の材料を得て、之を提出せり。因りて秀持は同年五月、先づ松前藩に調査を命じ、然る後吏を派して金銀山開發、オロシヤ交易の件を調査せんとの意見を老中に提出して許可を得、六月松前藩士横井關左衛門、下國舍人を召喚して調査を命ぜしに、舍人は之が爲め松前に歸り、八月江戸詰藩臣河井淺右衛門より答書を提出せり。然るに赤蝦夷の事は、多く隱蔽せるにより、要領を得ず、赤蝦夷風説考等と符合せざるを以て、十月幕府は異國通路の實況、蝦夷地の金銀山、產物等調査の爲め、普請役五名を派遣し、上蝦夷地は宗谷、樺太、下蝦夷地は國後、擇捉、臘虎島まで調査するに決し、又糧食其他貨物の運送並に奥地の渡海は、松前藩にて辭退するやも測り難ければ、其時の用に備へんが爲め、八百石積の船二艘を伊勢國大湊にて造り、船の足入並に蝦夷地交易試験の爲め、彼地の產物を積取る事とせり。派遣せられたる普請役は山口鐵五郎高品、荏原彌六宣方、佐藤玄六郎行信、皆川沖右衛門秀道、青島俊藏政教、下役は里見平藏、引佐新兵衛、大塚小一郎、大石逸平、鈴木清七なり。新造

せし官船は一を神通丸、一を五社丸と名づけ、船方は一切用達菅原久兵衛に命じ、久兵衛の手先堺屋市左衛門が、多年航海に従事し、蝦夷地の海路を知れるを以て、之に上乘を命ぜり。

〔六〕幕吏の調査千島樺太に及ぶ

山口鐵五郎等の一行は、天明五年（一六五）の春江戸を出發し、福山に至り、四月二十九日東西二途に分れて出發せり。山口鐵五郎、青島俊藏及び下役二人は、松前藩より附する所の案内者二人、通詞三人、醫師一人と共に、東蝦夷地に向ひ、荏原彌六佐藤玄六郎及び下役二人は、松前藩より附する所の案内者、通詞、醫師と共に、西蝦夷地に向ひ、皆川沖右衛門は福山に留りて事務を處理せり。鐵五郎等國後に至りしが、季節後れしたため其以北に行くこと能はずして福山に還り、玄六郎は宗谷より北海岸、東海岸を巡り、江戸に還りて調査の状況を復命し、彌六及び下役二人は樺太自主に渡り、北は十餘日にしてタラントマツに、東は七日にして知床に至りしが、糧盡きて自主に歸り、八月宗谷に歸航し、寒氣を試みんが爲め同處に越年せり。越年中彌六は病に罹りて翌春歿せり。同六年には、主として千島及び樺太を調査するに決し、一行の人員多きときは、糧食其他の運搬自ら容易ならざるを以て、松前藩よりの附添人を謝絶したるが、藩の懇望によりて之を従へたり。徳内は正月二十日福山を出發し、四月十八日擇捉に渡り、鐵五郎等は同月二十八日出發し、三月二十日國後に渡り、下役大石逸平は三月十二日福山を取調の名を以て越後に赴き、異國船の行方を見届けしめたり。

又最上徳内は、天明六年（一六六）五月五日擇捉のシャルシュムに至りしに、露人イジヨ、サスノスコイ、ニケタの三名出で、之を迎へたり。ニケタは、イジヨの僕なりといふ、徳内丸小屋を造りて其内にあり。六日及び七日の兩日、露人を招き、飯を與へて安堵せしめ、蝦夷を通詞として、先づ丁子其他藥種數品及び古錢等を示し、彼等の知識を試むるに、概ね之に明答せり。八日又招きて彼等が來島せし理由を問ふに、先年得撫島にありしが、同輩と意見合はざるにより、昨年逃れて渡來せるなりと答へたり。共に日本に來らずやと誘へば、彼等大に喜べり。是に於て、徳内は彼等の情偽を精探せん欲し、ニケタをして北に歸らしめ、イジヨ、サスノスコイの二人を伴ひて國後に至り、其間彼等と起居を共にして、露國の状況を知ることを得たり。それより徳内は再び擇捉に至り、進みて得撫に渡り、露人に逢ひ、實況を調査して歸りぬ。本邦人が擇捉、得撫を踏査

し、親しく露人南侵の状況を視察せるは、徳内を以て嚆矢とす。徳内國後に歸り、山口鐵五郎等と相談し、松前藩士に命じてイジヨ等を歸還せしめたり。

一方大石逸平は、天明六年五月樺太に渡り、白主に於て酋長を集め、島の盡境を窮めんことを議し、東部の踏査は四五日に止め、蝦夷舟五艘を觸して白主を發し、北に進みてオホトマリに至りぬ。會々山組人二十一人、交易の爲め來りて此地にあり由つて其酋長ビヤンコ外三名を召見したれど、言語、文字共に通ぜざるを以て、蝦夷を介して質問せり。更に進みてナヨロに至れり。

又往くこと一日にしてクシヨナイに至りぬ。是より先きは、海陸ともに通行容易ならず、且つ糧食缺乏せるを以てナヨロに歸り、暫く同處に滞留し、附近の酋長の地理に通ずる者を集め、土を用ひて島形を造らしめ、或は砂に畫かしめ、串を拂て、地境及び行程を表し、以て大略の調査を遂げたり。此調査により、樺太の事、始めて略々幕府の知る所となれり。

〔七〕幕府の開拓意見

蝦夷地踏査の半ばにして、天明五年の冬、佐藤玄六郎は江戸に歸り、檢分せしことを當路に復命せしに、松本伊豆守は玄六郎と議し、同六年二月意見書を老中に提出せり。其大要に曰く、蝦夷地は廣大なりと雖も、人少く糧乏くして治め難し。因りて先づ蝦夷本島を開墾し、蝦夷に農具、種子を與へて農業就かしむべし。蝦夷本島周回約七百七十里、面積約千百六十六萬四千歩あり。故に其一割を開拓せば、田畑百十六萬六千四百町歩を得べし。此高一段歩に付五斗の收穫ありとせば、總額五百八十三萬二千石に上る。尙ほ考ふるに、此開拓は蝦夷人のみにては速に成功し難かるべきを以て、磯多彈左衛門に謀りしに、彈左衛門の部下にある磯多非人三萬三千人餘の内、七千人を移住せしめ得べく、此外全國の磯多非人凡そ二十三萬人の内六萬三千人を移住せしめ得べし。因りて再び玄六郎を遣はし、陣屋並に村落の設置より諸經費に至るまでを調査せしめんことを。夷地開拓せば、商賈等四集し、戸口蕃息して國境自ら安く、且つ石高増加し、從つて、奥羽も進歩して中國に均しきに至らんこと。また露人交易の事に關しては、異國の產物は長崎の交易にて國用に不足なきのみならず、新たに蝦夷地に於て交易を開くときは、長崎交易の害となり、拔荷の弊も生ずべきに由り、之を許さざるを可すと述べたり。二月十四日允可の指令あり、玄六郎は再び蝦夷地に向ひて出發したり。

〔八〕蝦夷開拓の中止

天明六年八月、幕吏が蝦夷地にて調査しける際將軍家治病み、老中田沼意次黜けられ、九月將軍薨じ、十一月松本秀持亦罷められ、桑原盛貞之に代りたれば、幕府の評議は、俄に變じ、蝦夷地の事を中止するに至れり。山口鐵五郎、佐藤玄六郎等、其調査せる事項を集めて一書を編し、蝦夷拾遺序文には天明六年十一月と記すといひ、地理、人物、產物及び赤人、山丹人等の事を記したれど之を呈するに由なかりき。況んや蝦夷地開拓の事をや。唯外國に關する事項は其係る所重大なるを以て、見聞する所を筆記して提出せり。此の如くして天明五年及び同六年の調査事業は、一時中止に終りたりと雖も、蝦夷地の事情、殊に露人南侵の實況を明かにするを得たるを以て、幕府は其後復び蝦夷地に手を着くるに至れり。乃ち天明度調査の擧は、決して無効には終らざりしなり。天明七年十月「田沼主殿頭を被仰渡之趣」と題する一文を綴り、意次の失政二十六條を擧げて申渡書に擬したるものあり。何人の作なるか明かならざれども、其末に右の外上州絹運上無人島蝦夷印旛沼之儀は、不及沙汰候事」とあり。亦味ふべし。

〔九〕救濟交易

幕府は寛政三年及び同四年、御救交易の名を以て、蝦夷地の内、數箇所^ノに交易を試みたり。之に關する記録乏しく、僅に夷謠俗話、續蝦夷草紙、和田郡司日記等に散見するに過ぎざれば、其詳細を知ること能はざれど、幕府は此交易を行ふと同時に千島、樺太の状況をも調査したり。顧ふに天明五年、六年の蝦夷地調査は、幕府當路者の交迭により、中止したりと雖も、其調査によりて、露人の我が北邊に迫れる状況明白となりしかば、幕府は之を閑却すべきにあらず。若し蝦夷にして一たび我に背きて彼に靡かんか。蝦夷地は復我が有にあらざるべし。是に於て蝦夷を撫恤し、之をして我に心服せしむることは、國防上の急務となり來れり。然るに松前藩の爲す所を見るに、各場所は何れも商賈に請負はしめて、其運上金を徴するのみ。請負人は蝦夷を相手として利益を征することに腐心するのみなれば、蝦夷の心服を得べくもあらず。幕府は蓋し蝦夷交易の改良を謀らんと欲し、爲めに救濟交易を試むるに至りしならん。而して之と共に邊境の状況を調査せんと欲し、同三年正月二十四日普請役最上徳内、小人目付和田兵太夫福山に着し、同月二十九日、普請役田邊安藏、大塚唯一郎、小人目付高崎助四郎、豊田源八郎福山に着し、二月唯一郎は福山に留り、他は東蝦夷地に出發し、安藏、助四郎は厚岸に於て交易を營み、徳内、兵太夫は

千島を調査し、十一月四日福山に歸り尋で江戸に還れりと云ふ。

寛政四年閏二月十日、普請役田邊安藏、最上徳内、中村小市郎、小人目付木村大藏、和田兵太夫外一名及び西丸與力小林源之助福山に着せり。

夏は宗谷に於て秋は石狩に於て交易を營み、又は宗谷に御救交易所を設け、場所内の蝦夷をして海鼠を漁せしめたり。五月中旬より漁撈を始め、六月初旬には總漁舟數三百餘艘、蝦夷男女四百餘人となり、一艘一日平均四百の海鼠を獲、會所に持來り交易せり。又煎海鼠の外、種々の漁獲品、獸皮、アツシ、夷蓆等を持來るも、皆定價によりて交易せり。木村大藏、串原右仲主として此交易を擔當し、中村小市郎は斜里を巡視したり。秋に至り、石狩に於て鮭を目的として交易せり。

最上徳内、和田兵太夫、小林源之助は樺太を巡察し、北は西海岸のクシコンナイ、東はトーブツに至りぬ。

救済交易は寛政五年、露國使節を松前に引見する等の事ありしために中止し、其後復び施行することなかりき。成績は、頗る良好にして、蝦夷の歡心を得たるのみならず、交易の利益少なからざりしといふ。

又調査の方面にては、天明以後の状況を知り、松前藩の不取締を一層明知し、特に露人の樺太に來りし事を知り、一層當路者の戒心を促すに至れり。

天明三年露國の大船、得撫の西浦アタットイに漂着せり。是より先き、延享元年露領に漂着せし南部佐井村の勝左衛門といふ者、イルクツクに住し、採用せられて吏となり、妻を娶りて一子ヘイタラレ、ワンセイチャを生む。オンセイチャ才智あり。天明三年命を受け、約七十人の水夫等を率ゐ、大船に乗じて出發し、某地に於て土人と争闘し、一行悉く斃れ、船のみ得撫に漂着せりといふ。船中に一個の死骸と、露國の金銀貨、衣帛、武器等あり。會々同地に出稼せる擇捉乙名ハッハアイノ之を見て、同じく出稼中なる國後、厚岸の蝦夷と謀り、船中の諸品を奪ひ、船を燒きて跡を滅しぬ。既に於て露國の大船また得撫に來れり。ハッハアイノ大に恐れ、部下百餘人と、九艘の小舟に乗りて逃れ歸らんとし、海上逆風に遭ひて悉く覆没し、一人の生還せるものなし。國後、厚岸の蝦夷、船を燒きし罪をハッハアイノに歸して露人に告げしに、露人亦ハッハアイノ等の溺死を聞きて深く窮問せざりしといふ。或は云ふ、此船は漂着せしにあらざり。アタットイに來りしを、同地にありし擇捉、國後等の蝦夷相謀り、襲ひて人を殺し、貨物を掠奪したるなりと。蓋し此説信なるべし。

第五節 外國船の出沒

〔一〕 外國船津輕海峡を過ぐ

天明六年(大正)四月、赤人の船一艘、津輕海峡を東より西に過ぎたり。是れ蓋し外國船の同海峡を通過せし嚆矢ならん。船には大櫓三基を樹て、數多の帆を懸けたり。此舟は五月二十日スッキ沖に現はれ、土人に類觀等を興へ、尋で茂草村江良町の沖に見ゆ、二十九日風に任せて出羽、越後の方面に向へり。時に幕府普請役佐藤安六郎松前にあり。長崎會所役人吉野勘十郎に談じ、俵物取調の名義を以て、新潟越後まで至らしめしが、其踪跡を知る能はざりし。

同七年佛人ラベールヌの乗れる探險船、對馬海峡より日本海に入り、樺太の西方を北上し、韃靼海峡の中途に於て、該海峡には砂洲ありて、樺太と大陸とを連接すと誤認し、引返して宗谷海峡を西より東に通過せり。ラベールヌはそれより勘察加に至り、九月同地を發して南に下り、所謂東洋の金銀島なるものを探りしが、何等發見する所なくして去れり。

尙ほ異船航來漂民歸朝紀事によれば、同年八月江差の沖に外國船一艘碇繫し、出漁中の漁夫に向ひ、江差を指さし、和語にて此處に王ありやと尋ねしが、其他の言語は相通ぜざりしといふ。

〔二〕 露國使節の來航

露人は漸次東侵して太平洋の沿岸に達し、終にアラスカを取り、北千島を略せしが、其地方の産物は成るべく之を其附近の國に販賣するを利とする事情あり、且つ此等の地方と本國との交通は極めて不便にして、陸路にありては、尼布楚條約により支那のために黒龍江を塞がれたれば、其北方なる無人の僻境を横過せざる能はず、海路にありては、露都聖彼得堡より大西洋に出で、南亞米利加を迂回し、太平洋を経過せざるを得ず、爲めに貨物の運搬甚だ困難なれば、彼等は日本と通商を開きて、利便を得んとするの情願る切なり。寛政四年女帝カタリナは、西比利亞總督をして、使節を日本に派遣せしむるに至れり。是より先き、天明二年(大正)十二月、紀州の廻米を積みし神昌丸(千石)は、船頭光太夫外十六名乗組にて駿河沖を航し、暴風に遭ひて、漂流すること七箇月、アレウト群島のアミチットカ島に着し、光太夫等は同處に滞在すること四箇年餘の後、同七年船

に乗りて勘察加に到り、滞留すること九箇月、同八年オホツク、ヤクトックを経て、寛政元年（一六九〇）イルタクトックに着せり。同三年光太夫、小市、磯吉の三名は護送せられて露都に到り、露暦五月女帝カタリナ二世に謁見を賜はり、此冬辭してイルタクトックに歸りぬ。女帝は此漂民を日本に送還して、以て日本と通商の道を開かんと欲し、西比利亞總督ビルに旨を傳へ、使節を派遣せり。寛政四年の露暦八月オホツク港に着し、翌月カタリナ號に搭じて開帆せり。一行は露人三十九人及我が漂民三人なりき。

同年九月三日カタリナ號根室に着し、江戸に上りて漂民を引渡し、書狀及び土産を献せんことを述べたり。

露國使節の根室に来れる報、幕府に達するや、幕府は其の處置を議したり。是より先き、寛政三年九月、幕府は本邦に漂着する異國船の處置に關し、諸侯に令して曰く、異國船を見れば、速に士卒を差配り、筆談役又は見分の者等を出して狀況を試み彼若し抗拒せば之を撃攘すべし、否らざるに於ては、成るべく穩便に取計ひ、計策を以てなりとも其船を警置き、船具等を取上げ、人を上陸せしめて、速に伺出づべしと。是れ即ち幕府が外國船に對する方針なり。然るに此度は露國の使節にして、殊に我が漂民を送り來れるものなれば、之を福山に引見し、諒すに國法を以てするに決し、同四年十一月二日、目付石川六右衛門 今次の公用により 忠房、村上大學義禮に出張を命じたり。

寛政五年正月二十二日、石川忠房、村上義禮江戸を發し、三月二日福山に着きぬ。徒目付後藤重次郎、村田兵左衛門、松田十右衛門、岩瀬直右衛門、其他小人目付等之に隨行せり。村田兵左衛門等根室に赴き、露人を福山に迎へぬ。四月朔日南部藩物頭相生左衛門、築田壯右衛門以下三百七十九人、同月十二日津輕藩物頭山田剛太郎、都谷盛甚之丞以下二百八十一人、福山に來りて警衛せり。六月二十一日石川忠房、村上義禮露使を松前家濱屋敷に召し見て、先づ遠路來朝の勞を慰し、諭して曰く通信なき異國の船の我が國に來るときは、之を召捕り或は打拂ふこと我が國法なり、漂民を送り來るも雖も、長崎の外は上陸を許さざるを以て、重ねて此地に來るべからず、國書を持來るも、我よりは通信を許し難しと。

二十四日、再び露使を濱屋敷に引見し、先日申諭せし如く、當地に於ては交易を許可せざる事、來る時日福山を出發して歸途に就くべき事等を申渡し、又遠路漂民を送還せられし露國王の仁心を感謝し、大麥六十一俵、小麥二十七俵、蕎麥三俵、鹿肉六樽を、船中手當として贈與すべき旨を達し、此夜漂民三人を受取れり。二十七日、露使濱屋敷に來りて別を告げしかば、

忠房、義禮は長崎に至るべき信牌を之に與へて出帆せしめたり。

〔三〕英船の來航

寛政八年（一七九七）八月十四日、外國船一隻内浦灣に入り、蛇田に泊せり。此船は英國船將プロートンが、政府の命を奉じて、指揮せる探檢船プロウデンス號にして、此夏所謂金銀島を探りしかども獲ず、薪水を探らんがため蛇田に來れるなり。其乗組員百餘名、兩舷に砲數十を列す。家老松前左膳廣政、蝦夷地取締の爲め、巡視して厚岸に至り、歸途長萬部に於て此報に接し、直に福山に報じ、自身は引返して蛇田に至りぬ。藩亦高橋壯四郎、工藤平右衛門、醫師加藤肩吾等を蛇田に遣はしき。十七日英船拔錨し、繪柄に至りて碇泊せり。航走中常に索を下して水路の深淺を測れり。道廣親兵衛を將ゐて出陣せんとし、衆の諫争を聽かず、二十六日鷹狩の名の下に總員二百八十人を率ゐて福山を發し、二十八日龜田に着せり。二十九日英國船出帆せるを以て、九月五日龜田を發して福山に歸りぬ。冬十二月幕府勘定金子助三郎等來りて狀況を視察せり。

プロートンは、プロウデンス號の破損せるにより、スクーネル船に乘換へ、寛政九年我國の東海を経て、七月十九日 我は二十日とす 復繪柄に來泊し、上陸して薪水を探り、或は鍛冶して釘を造れり。乗組員三十四人なり。藩廳、工藤平右衛門、加藤肩吾を遣はし、速に退去せんことを促し、向後當國に來航すべからざる旨を諭しぬ。彼れ三張の船圖を示して曰く、英吉利國人、亞細亞東洋の地形を巡視すること已に十一回に及べり、此等の船は其用に充てたるものなりと。肩吾之を見るに、精巧堅牢なると宛も水城の如し。藩又下國武、新谷六左衛門等に士卒三百を率ゐて、往きて之に備へしめき。武等砂原に到りぬ。二十九日英船位置を轉じて順風を候ふものゝ如し。閏七月二日出帆して去り、八日津輕海峡に入り、九日福山沖を過ぎて西に赴きぬ。福山戒嚴を加へ人心恟々たり。九月二十二日、幕府津輕藩に命じ、一隊の兵を出して箱館を守らしめたり。同月二十五日章廣參觀の爲め福山を發し十月八日仙臺領水澤に到りしに、江戸留守居尾見藏太、老中よりの書を持參せり。曰く鹽船屢々渡來するを以て、參府するに及ばず、國に在りて嚴に警衛すべしと。章廣乃ち同地より歸りぬ。十一月津輕藩番頭山田剛太郎、目付佐野吉郎兵衛以下約五百人弘前を發し、翌十年正月三日、三厩より箱館に渡りて同地を警備せり。

第三章 幕府時代

第一節 幕府の施政

〔一〕蝦夷懷柔策と民政の改善

蝦夷地は當時未だ開けず、蝦夷は多年服屬すこ雖も、賦性頑愚、風俗和人と同じからず、殊に奥蝦夷に至りては、尙ほ強暴にして、叛服測り難し。斯かる土地を保有して、外國の窺竄を絶たんと欲せば、和人を移して土地を開拓するを要すこ雖も、當時和人の移住は容易の業にあらず。是に於て、幕府は蝦夷を懷柔し、之を教育して、風俗を替へ、産業を授け、其地をして略々内地と均しからしめんことを急務と爲し、東蝦夷地に於ける場所請負人を廢して官の直捌とし、交易を正當ならしめ、其他種々施設を爲したり。然れども急激に蝦夷の風俗を替へしめんことは、容易の業にあらざるを以て、享和二年以後は、官より之を勸奨せず、又和人の蝦夷地に業を營む者をして、蝦夷の産業を妨害せしめず、専ら蝦夷の心服を得んことに努めたり。後西蝦夷地を併せ管せしかども、同地には直捌を行はず、東蝦夷地も亦文化九年を限りて直捌を廢し、再び之を請負人に託し誠實に従事せしむることとなせり。

和人の移住及び土地の開墾は漸を以てするの方針を採り、箱館奉行の時に至り、箱館附近に墾田を金で、又有志を勸奨して之を計畫せしめ、以て新に數箇の村落を作り、又蝦夷地小安以下の六箇場所は、和人の移住せし者多きを以て、場所を廢して村並となしたり。又東西蝦夷地には、和人の入移するもの漸く増加し、東蝦夷地には官に於て牧場を設け、三寺を建立せり。福山は從來本道政治の中心たると共に、蝦夷地に於ける貨物の集散地たりしが、幕府は新に箱館を以て本道東部政治の中心となし、又東蝦夷地に於ける貨物の集散地となしたれば、福山は政治上、經濟上の獨占的地位を失ひ、二市東西に對峙するに至れり。後幕府箱館奉行を改めて松前奉行と爲し、政廳を福山に移し、かども、箱館には特に吟味役を置きて、東部の政務を

掌らしめ、東蝦夷地の貨物は、主にも箱館に集散せしめたり。

〔二〕蝦夷地經營の再興

露人が蝦夷島を圖食し、外國船の蝦夷近海に出沒するを知るに及びては、之を默過すること能はず。工藤平助先づ赤蝦夷風説考を著して、對露意見を述べ、遂に幕府を動かして天明五、六年に於ける蝦夷地調査の舉に出でしめ、尋で林子平は三國通覽圖説、海國兵談を著して、邊境の狀況を述べ、海防の策を講じ、殊に蝦夷地に關しては、露人の窺竄を憂ひ、「既にラッコ島を取りてエトロフをなつつけし上は、又西にかへりみて蝦夷の東北部に至るべし」といひ「蝦夷をば早く招諭すべし、早くせずんば後世必ず莫斯科未亞の賊至るべし」と慨嘆せり。幕府は政變に由りて天明の舉を中止し、又林子平が其書を公にしたるにより、之を附して幽閉せしかども、尙ほ常に意を邊防に用ゐ、寛政三四年の交最上總内等をして邊疆を踏査せしめ、同五年露國の使節を福山に延きて應接したり。同八年英國船の内浦灣に來るや、幕府は勘定金子助三郎を遣はして視察せしめ同九年再び英國船の内浦灣に入るや、同十年更に大規模の調査を爲し、尋で蝦夷地の經營に着手するに至れり。

寛政十年三月十四日、幕府目付渡邊久藏胤、使番大河内善兵衛政壽に命じて曰く、近年異國船頻りに蝦夷地に來泊せり、本年又來らんも測り難し、調査の爲め派遣すべきに付豫め準備すべしと。同月十七日勘定吟味役三橋藤右衛門成方も亦同じ命を受け四月三名江戸を發せり。勘定組頭松山惣右衛門、勘定太田十右衛門、支配勘定近藤重藏、勘定吟味方改役並水越源兵衛、大島榮次郎、其他徒目付、小人目付、普請役等之に従ひ、一行百八十餘名なり。五月一行福山に着し、渡邊胤は是に留り、大河内政壽は、東蝦夷地を巡回して類似に至り、近藤重藏は、進みて國後、擇捉を探検せり。三橋成方は西蝦夷地を巡視して宗谷に至り、歸途下僚を派し、天鹽川を廻りて、石狩川上流に出で、其地の狀況を視察せしめたり。一行同年の冬江戸に歸りて復命せり。是に於て閣老等評議を重ね、遂に蝦夷地の經營を爲すに決せり。

寛政十年十二月二十七日、幕府書院番頭松平信濃守忠明に蝦夷地取締御用掛を命ず。從來此種の事は、勘定奉行目付、勘定吟味役等に命ずるを例とせるに、今之を書院番頭たる松平忠明に命ぜしは、忠明豫て蝦夷地の事を憂ひ、老中に獻策したることありしを以てなり。翌十一年正月十六日、勘定奉行石川左近將監忠房、目付羽太庄左衛門正養、使番大河内善兵衛政壽、勘定吟味役三橋藤右衛門成方も亦蝦夷地取締御用掛を命ぜられたり。老中戸田采女正氏教、若年寄立花出雲守種周蝦夷地の事を

總括せり。此年十一月就一 同日外國との境界取締の爲め、東奥蝦夷地並に附屬の諸島を當分幕府の用地と爲し、忠明等五人を
して其地を檢し、開國の趣旨を以て蝦夷を撫綏規畫處理する所あらしめき。

〔三〕 蝦夷地道路開鑿の嚆矢

從來蝦夷地には開鑿したる道路なく、交通極めて不便なり。寛政十年（一九）勘定近藤重藏東蝦夷地を巡視して擇捉島に渡り
十月歸りて廣尾に至りぬ。廣尾より幌泉に至る間は、海岸險難の處多く、會々風雨に阻まれて、滞留數日に及べり。重藏道路
を開かんと欲し、通詞及び蝦夷と議し、資を出して、蝦夷を雇ひ、從者下野源助^{本名木村源次}等をして之を指揮せしめ、十勝場所
ルベシベツよりビタヌンクに至る山道を開鑿し登降三里弱、行歩始めて安し、實に蝦夷地に於ける道路開鑿の嚆矢なり。當
時蝦夷地は尙ほ松前氏に屬せるに重藏獨斷を以て此事を爲せり、其果決想ふべし。

幕府が寛政十一年正月浦河以東の地を直轄するや、道路の開鑿を以て急務の一と爲し、乃ち水越源兵衛、最上徳内、中村小
市郎、小林卯十郎等をして工事を擔當せしめ、使番大河内政壽^{八月幕領}に於て之を督せり、柚夫人を南部に募りて模似山道
模似山道^{模似山道}、幌泉^{幌泉}、ビタヌンク^{ビタヌンク}等を開鑿し、又禮文^{禮文}は當時尙ほ松前藩領^{八月幕領}と爲る。たりしを以て同藩をして工を起さしめたり。此等
の道路は皆工事を急ぎしにより、完全ならずとも、同年秋には模似より釧路まで馬を通じ、爾後漸次修築して、東海岸一帯
は、天候不良の日と雖も、終に安全に交通するを得るに至れり。今左に各新道に就きて記せん。

長萬部、蛇田間 此間難處多し、殊に禮文華を最とす。寛政十一年松前藩、幕府の内意を受けて、之を開鑿したるも、工事
完からず、翌十二年幕吏小林卯十郎之を改修せしが、人馬の往來尙ほ困難なりき。享和三年津輕藩、禮文華山道の修築を幕府
に請ひ、文化元年より同三年まで、警衛の士卒を役して工を竣れり。山道凡そ四里、道幅三尺を標準とし、道の左右各三尺づ
つ草木を伐り拂へり。

模似山道 此地山脚海に臨み、險難にして行歩容易ならざるを以て寛政十一年山道を開鑿せり。然れども尙ほ險阻屈曲多く
風雨の際は往來困難なるを以て、享和二年南部藩之が修築を請ひ、同三年警衛の士卒五十人をして工事に當らしめ、約百日を
費して略々竣成せり。其道程三里弱なり。

猿留山道 幌泉、猿留間は從來南方を迂回し、且つ鹿野^{鹿野}、猿留間の海岸は岩礁多く、行歩頗る困難なりしかば、寛政十一年

新にオタベツ川の溪谷を廻り、トヨニヌブリの中腹を經、猿留川の中流に出て、海岸に至る道路を開鑿せり。此道路は、其里
程の長さ險急なるにより、東蝦夷地第一の難道と稱せられたり。

釧路、仙鳳趾間 道程九里餘あり、土地險峻にして峻嶺なきも、海岸一帯峭立して、崖下の往來困難なる所少なからざるに
因り、寛政十一、十二の兩年、難所を開鑿して馬を通ずるに至らしめたり。

右の外、各地に小開鑿、小修築を施し、以て風浪烈しき日と雖も、陸上人馬の通行に支障なからしめたり。其行程を記せば
箱館、大野間五里、大野鷺木間八里半、鷺木山越内間五里六町、山越内長萬部間八里半、長萬部禮文華間六里半、禮文華蛇田
間五里五町餘、蛇田室蘭間六里三十町、室蘭幌別間五里、幌別白老間七里七町、白老勇拂間九里餘、勇拂沙流間八里、沙流新
冠間六里、新冠靜内間四里三十町、靜内三石間二里、三石ムクチ^{河浦間五里}、ムクチ模似間三里、模似幌泉間六里十七町、幌泉
猿留間六里二十五町、猿留廣尾間六里、廣尾當緑間七里八町、當緑大津内間六里十四町、大津内尺別間八里四町、尺別白糠間
四里八町、白糠釧路間七里、釧路昆布森間四里、昆布森仙鳳趾間五里八町なり。而して仙鳳趾以東は河海舟楫の便あるを以て
行旅多く水路によれり。即ち仙鳳趾より厚岸まで海上約二里、厚岸より厚岸湖を經てベカンベウシに至る約二里、同所より上
陸し、ノコベリベツを經てアンネベツ迄十里弱、アンネベツより舟路十二里弱野付に至り、更に海上六里餘國後泊に渡り、國
後泊よりアトイヤまで陸路約四十里^{此間には多くアトイヤより海上約七里にして擇捉丹根嶺に至るべし。} 從來擇捉に至るに福山
より約三百里、箱館より二百七十餘里と稱せしが、享和三年には箱館より二百三十四里餘と爲れり。

〔四〕 驛遞制度の創始

道路を開鑿すると共に、各地に旅宿所を設けたり。即ち寛政十一年には、模似、鹿野、白糠、釧路、昆布森、仙鳳趾、厚岸
ノコベリベツ、アンネベツ、野付の十箇所に建て、爾後増設して、東蝦夷地一帯宿泊の不便なきに至れり。旅舎は皆會所と稱
せしが、後舊巡上屋のみを會所と唱ふるに及び、宿泊に用ゆるものは、旅宿所又は通行屋と稱せり。

蝦夷地に於ける馬の飼育使用は、寛政元年蝦夷亂の時、征討の將士、馬二十頭を東蝦夷地砂原より海上繪鞆に送りしに始ま
れり。當時其馬を留め置きたるにや、其後若干頭を有珠に飼養し、同地より模似までの運搬に使用せしも、模似以東は峻嶺あ
りて馬を通ぜざりき。同十一年幕吏東蝦夷地の山道を開き、馬六十頭、牛四頭を南部に購ひ、之を東蝦夷地各場所配附して

運搬の用に供せり。馬の始めて移入せらるゝや、之を見たる蝦夷は怖れて近づかざりしが、幾ならずして使用に慣れ、喜ぶこと限り無かりき。西蝦夷地は當時山道未だ開けざりしにより、馬の使用東蝦夷地の如くならざりしが、岩内場所にては、之を移入して硫黄山の運搬に使用せり。即ち文化三年の東海參譯に「近來此處^内に馬十四頭を船にて養ひ來る」とあるは蓋し西蝦夷地に於ける馬匹使用の嚆矢ならん。同四年白糠、網走間の徑路を開き、馬を東蝦夷地より西蝦夷地に送り、斜里、宗谷、天鹽、苦前、留萌の諸場所に配布せり。此時宗谷蝦夷の如きは、大に喜び、遠近來集して之を見、數日にして騎乘に馴れ、馬背に立ち、鞭を揚げて疾驅するものあるに至れり。總て蝦夷地の馬及び牛は官有にして、西蝦夷地に於ては初めより場所請負人に委託管理せしめ、東蝦夷地にありては、文化九年直捌を罷めし後、請負人に託し之を使用せしめたり。牛は勇拂場所に飼育せるのみにして、廣く配布するに至らざりき。斯くて馬牛とも年々蕃殖して、漸く其數を増せり。

〔五〕箱館奉行

享和二年二月二十三日蝦夷奉行を置き、納戸頭取格戸川安論、目付羽太正養を以て之に任じ、正義の祿を増加して五百石とし、且つ二人とも勤務中二千俵高を給し、座席は長崎奉行の次とせり。同日松平忠明、石川忠房の蝦夷地御用を免じ、三橋成方を日光奉行に補し、各々褒賞せられたり。三月六日村上常福蝦夷地御用を免じ、褒賞せられたり。五月十一日蝦夷奉行を改めて箱館奉行と稱せり。十二月奉行に二千俵の外に役料千五百俵、在勤年手當金七百兩を給し、奉行の内一人は江戸に在り、一人は箱館に在勤し、年々四月下旬までに交代すべきことを命ぜり。

蝦夷地御用掛の時は、其部下の官吏は皆現職を以て其任に當りしが、新に奉行を置きし後は、奉行支配の職名に改めざるべからず、然れども在任の諸吏皆御用掛時代の者にして、蝦夷地出張の期切迫し、改任の違なきに因り、一同現職を以て任に當らしめ、同年十月十八日に至り、勘定組頭村田鐵太郎、勘定高橋三平を奉行支配吟味役に任ぜり、吟味役の役料は三百俵、在勤年合力米三百俵四つ物成、手當金百二十兩とす。享和三年正月、調役五人、調役下役七人を任命せり。其下に同心足輕及び雇あり。

吟味役は二人にして、一人は江戸に、一人は箱館に在り、三年在勤にして、夏六月を以て交代す。調役、調役並、調役下役は合せ二十一人にして、其内七人を江戸掛り、十四人を在勤とし、在勤の内より、一年は三人、一年は四人づゝ江戸に出で、

江戸掛と交代せしむ。調役鈴木甚内、調役並山田鯉兵衛等妻子を携へ在勤せんとす、乃ち引越手當を給せり。

享和三年七月二十四日東蝦夷地を永久幕府の直轄とし、松前章廣に命じ、西蝦夷地の處置に厚く心を用ゐしめき。右永久上知の代りとして、向後年々金三千五百兩を賜ひ、武州久喜町の所領、並に東蝦夷地收納の内よりする支給を止めたり。

〔六〕奉行 廳

蝦夷地御用掛は、初め陣屋を厚岸に置かんとし、實地を檢分せしに、風土良からず、且つ土地未だ開けざれば、陣屋の位置に適せず、尋で箱館地方上知となりしを以て、箱館を根據地とすることなし、龜田村なる松前家舊龜田奉行所の建物を修理し、假廳舎に充てたり。享和二年新に箱館に奉行廳舎を建て、翌年春竣工せり。文化元年春龜田の建物を箱館に移し、奉行交代屋敷を造れり、即ち奉行廳舎と相對し、同四年三月松前氏轉封を命ぜられ、九月二十七日福山城を收め、十月十日安論之に移り、松前役所と稱せり。

〔七〕蝦夷地に三寺を建つ

新寺の建立は、元祿以後幕府の禁止する所なりしが、蝦夷地は内地と異なり、直轄以來、官吏を始め、南部、津輕の士卒其他和人の新に來るもの多く、葬禮追福等に當るべき僧侶なきを不便とせしかば、享和二年九月奉行は寺院創立の事を寺社奉行に謀りて其賛同を得たり。同十一月閣老より箱館奉行に達して曰く、蝦夷地に寺院ありて然るべし、嘗に在勤官吏其他の者の爲めのみならず、又宗門取締の一助たるべしと。是に於て五寺を建つる豫定を以て、先づ三寺を設くるに決し、翌文化元年五月有珠、横濱、厚岸の三場所に各々寺院を建て、住職を命ぜり。同二年三月各住職江戸を發して蝦夷地に至れり。即ち左の如し。

有珠	淨土宗	大白山道場院	善光寺	住職	莊海
横濱	天台宗	歸嚮山厚澤寺	等濟院	同	秀曉
厚岸	五山派	景運山	國泰寺	同	文翁

此等の寺は皆檀家なきを以て、幕府は各寺に一箇年米百俵、金四十八兩、扶持方十二人扶持を給せり。受持區域は、山越内より白老までを善光寺、勇拂より幌泉までを等濟院、十勝以東島々までを國泰寺と定めたり。

〔八〕箱館地方の墾田

寛政十一年幕府の官吏等、各場所に穀物蔬菜を試作し、殊に浦河、横似に於て良好の成績を得たり。同十二年箱館近村に水田を試み、爾後數年間は氣候適順にして、相應の收穫ありしを以て、箱館奉行は、農業の成功疑なしと爲し、文化元年土地を選定し、明年より開墾に着手せんことを幕府に稟請し、八月允許を得、調役並山田鯉兵衛、調役下役村上次郎右衛門、石坂武兵衛等をして開墾の事務を擔任せしめ、又用達、用聞に命じ、越後其他の諸國より農民を募り、居小屋を造り、農具を給し、開墾に従事せしめ、同二年中に成功せし水田は大野村字庚申塚後本郷と稱す、文月村五十町歩合せ百四十町歩、畑は濁川村十五町歩、庚申塚三町五段歩、文月村一町五段歩合せ二十町歩に達せり、唯水田は種粒不足せるため、十分の植付を爲すこと能はざりしが、米六百俵餘、大豆五百俵餘、其外粟、稗、蕎麥、小豆等を收穫せり。其開墾地は、中野郷今の上磯村一本木今の大木村、千代田今の大野村、大野伊達郷今の大野村、上山村今の上山村の内、等にして、概ね用達豪商其他有志者の事業に係れり。一本木は河内屋新左衛門河村姓といへるもの、文化二年在方貸付米の事を命ぜられ、資本を出羽國酒田の豪農本間正五郎に仰ぎ、其利益を資として開墾せんことを請ひて許可せられ、同四年二月より開墾せし所なり。峠下村は松前氏時代の末期に、既に部落を成したりしが、文化年間に至り、更に農民の移住ありて、遂に一村となれり。斯く、官民開拓の業一時盛なりしが、官營は經費多きを以て、文化五年縮少して、唯既墾地を維持するに止めたり。尋で歲凶にして水田登熟せざりしかば、官民の事業共に頓挫し、移民多く離散し、水田は概ね荒蕪に歸し、或は稗を作るに至れり。

蝦夷地に於ても、間々和人の農業を試みたるものあり。就中八王子同心の子弟等百名、寛政十二年東蝦夷地鶴川、白糠の二箇所にて屯田して開墾に従事し、鶴川の如きは、數十町歩の田畑を耕作するに至りしが、收穫少なく、且つ病に罹る者多かりしを以て、數年ならずして或は歸郷し、或は出で、箱館奉行所に仕へ、終に一人の殘留する者なきに至れり。

當初幕府は蝦夷にも耕作を奨励する方針なりしが、其功なきを見て、遂に之を改め、彼等の自由に放任せしことは既に記したり。是を以て彼等は漁獵の傍、僅に粟、稗、菜豆及び蔬菜類を作るに過ぎざりき。

箱館奉行戸川安論は、頗る馬術に長じ、享和三年箱館に赴任するや、蝦夷地所産の馬を乗り試みしに、駿足のもの少なからざりしかば、牧場開設の意あり、虻田在住福井政之助に諮問して有珠長流別原野の牧場適地たるを知れり。文化元年江戸に歸

るに際し、蝦夷地産の馬三頭を携え行きて將軍の閱覽に供し、裁許を受けて虻田、有珠に牧場を開くこととし、掛員を任命して牧場の工事を營せしめたり。同二年三月安論種馬として官馬森越栗毛五歳、八戸白栗毛五歳、黒谷鹿毛五歳の三頭を受領して赴任し、南部藩献上牝馬四頭、購入牝馬五頭と共に之を放牧せり。同三年又南部より牝馬十五頭を購ひ、之を放てり。此等の馬四年々蕃殖せるを以て、官用の外は之を拂下げしが、同十年には、三歳牡馬六十頭の拂下を告示せり、以て其蕃殖の程度を察すべし。斯くて文政五年正月には馬匹の數牝千二百一十一頭、牡三百四十二頭、合計千五百五十三頭に達せしが、同年有珠岳噴火の爲め、斃死せしもの甚だ多かりき。

第四章 松前氏の復領と對露問題

第一節 松前氏の復領

〔一〕復領の原因

松前章廣陸奥國梁川に在ること十二年にして、文政四年十二月七日舊領に復歸することを得たり。九千石に貶せられて、困弊を極めしに比すれば、非常の恩典に浴せるものと謂ふべし。

松前氏復領の表面の理由は、取締相整ひ、夷人撫育、産物取捌等總て行届きしに付、舊家格別の儀を以て、舊の如く松前蝦夷地を領せしむと云ふにあれども、裏面には必ず他の理由ありしならん。或は云ふ、老中水野出羽守忠成の建議に由れりと。又云ふ、松前家より陰に一橋家を經て將軍家齊に請願せるなりと。其今次第を詳かにせずと雖も、蓋し忠成將旋の功多きに居らんか。

〔二〕章廣の北下及び待遇

文政五年三月、章廣江戸邸に在りて、家老蠣崎將監廣年、松前内藏廣純、用人工藤八郎右衛門矩貞等を松前に遣はし、四月

十日幕府の有りより箱館地方及び東蝦夷地の圖籍を受けしめ、十三日福山城及び福山地方より樺太に至る圖籍を引續がしめ、尙ほ吏を各場所へ派し、實地に就きて引繼を受けしめたり。又使を遣はして梁川の治所を幕府の代官に致さしめ、嫡孫見廣を伴ひ五月二十九日福山に着せり。當時松前氏窮乏甚だしく、江戸の商伊達淺之助伊達林右衛門の本邸、橋原角兵衛橋原茂八の本邸等に用金を調達せしめて移轉の費に充てたりといふ。

松前氏は梁川徒封の後、隔年參觀と定められしが、復領と共に改めて五年一觀となれり。家格は養に九千石に貶せられしが天保二年十月、特旨を以て一萬石格に復し、又參觀の期を改め十月參府、翌年二月暇を賜り三年目の十月、又參府すること、なれり。

第二節 露國の來寇

〔一〕露國使節の來寇

露國の極東貿易は、漸く活躍の機運に向ひしかば、益々日本と通商するの必要を感じたり。時に露米商會は、北米の自國殖民に糧食其他需要品を供給することの困難なるがため、出來得べくんばクロンスタットよりホルン海角を回航して之を輸送せんとし、案を具して商務、海軍兩大臣に建言せり。是より先き、寛政五年仙臺領の船子津太夫等十六名、木材米穀を江戸に運送する途中、暴風のため漂流して翌六年アレウト群島の一に着し、露人の救ふ所となり、イルクーツクに送られしが、生存者十三名の内、九名は露國に歸化し、四名は歸國を希望して止まず、豪商キシロフ之を憫み、其オホツク港に有する大船を以て彼等を日本に送還し、且つ日本と交易の道を開かんと欲し、之を露都の當局者に出願せしが、是に於て商務、海軍兩大臣は諸般の事情を酌量し、日本の通商及び北太平洋各地の探検を兼ね、一の遠航艦隊を派遣せんと欲し、之をアレキサンドル帝パウル一世に奏せしに、帝之を嘉納し、其名目を發見及び世界週航と改め、レザノフを日本派遣の使節と爲し、艦隊はナデシダ號の船長クルーゼンシュテルンをして之を總管し、同艦とネツ號とを率ゐしめたり。是れ享和二年（一八一三）の事にし、之を寛政四年（一七九二）に派遣せしラックスマン一行に比すれば、規模の大小同日の談にあらず。是より諸種の準備を整へ、

同三年春漂民中の健康者十名を露都に招き、其内四名を伴ひ、同年夏クロンスタットを出帆せり。

商務大臣が露帝の命を奉じて作製し、レザノフに與へたる覺書には、長崎に至りて通商を求むべき手續、應接の際に述ぶべき要點等を記し、次に通商條約に際して心得べき條件を示せり。

ナデシダ號は、南亞米利加を廻り、サンドウウチ島にてネツ號に分れ、勘察加のペタルバウロフスクに着し、文化元年（一八一三）九月長崎に入り、寛政五年（一七九三）松前に於て與へられたる信牌並に國書の寫を呈し、漂民を還し、通商を請ふことを陳べ、江戸に赴きて國書を呈せんことを請ひしかば、長崎奉行は之を江戸に報じぬ。幕府種々評議の後、翌二年春、目付遠山景晋を遣はし、三月七日レザノフに幕府の旨を諭し、通信通商は國禁なれば之を許さず、再び來ることならしめたり。

〔二〕露船樺太來寇

レザノフは、其後日本を威嚇して通商の道を開かんと欲し、竊に之が準備を爲さしめたるものゝ如し。文化三年夏レザノフは露都に歸らんがためホウストフの率ゆる商船ユノナ號に搭じ、ダビドフの率ゐるアホシ號と共に、ペタルバウロフスクを發せしが、其航海中ダビドフをして千島に赴き、該方面に於て日本を侵掠せしめ、自身はオホツク港に上陸し、ホウストフをして日本を侵掠せしめたりといふ。ダビドフは得撫に向ひしが、途中暴風に逢ひ、空しくペタルバウロフスクに還れり。ホウストフは、九月十一日樺太のオフイトマリに上陸して蝦夷一人を捕へ、鎗版を其家に掛けて去り、翌日久春古丹に赴き、短艇三隻、革船一隻を以て上陸し、會所に闖入せり。時に松前藩の勤番官吏は既に去りて在らず、番人等言語通ぜず、酒食を出して饗せしに、彼酒盃茶碗を擲ち、怒色面に見はれたり。番人及び蝦夷恐れて去り匿れしを、ホウストフ叱咤衆を指揮し、小銃を發ち、遂に番人富五郎、源七等四人を捕へ、倉庫に入り、米、鹽、酒、醬油及び諸器財を掠め、火を放ちて會所、倉庫及び辨天社を燒き、鎗版一、書二通、鳥銃一、衣服三を残して去れり。

此時冬季に向ひ、海上波荒く、樺太と宗谷との交通絶えたるを以て、露人來寇の顛末を松前藩に報ずること能はず、翌四年三月、藩士柴田角兵衛樺太に至り、始めて事變を聞き、之を藩に報ぜり。四月六日報福山に達せしかば、翌七日之を箱館奉行に報告し、十六日家老松前左膳等兵士、人夫百數十人を率ゐ、樺太に向ひて出發せり。箱館奉行は、十日報を得て、翌日之を江戸に報告し、諸藩に勤番を命ぜられんことを請ひ、又即座の手當として當時箱館附近にありし津輕藩兵八十人を調役並深山

宇平太等に附して、宗谷に赴かしめ、南部藩には兵二百五十人を當分箱館に派遣すべき旨を達せり。

〔三〕 露國船擄捉に趣す

ホウストフベテルバウロフスクに歸着してダビドフと會し、更に日本を襲撃せんと欲し、翌文化四年春、ユノナ^{水兵十三人}二船を發し、富五郎、源七等四名を伴ひて南下し、四月二十三日擄捉の内保に至り、翌日内保に上陸し、二十五日再び上陸して番屋に闖入し、番人五郎次外一名、隊方長内外二名を捕へ、米、鹽、器什を掠奪し、火を放ちて番屋を焼けり。時に紗那會所には、調役下役元^{水兵十三人}戸田又太夫^{或は亦太}、調役下役關谷茂八郎^{或は茂八郎}等^{館に駐して在らず}在動し、南部、津輕二藩の兵之を警衛せり。茂八郎露人の内保に来るを聞き、南部、津輕の兵を率ゐて、海路出張せしが、遂に内保の焚掠せられしを聞きて紗那に歸り、二十八日守備を議せり。翌日露船二艘紗那に至り、短艇三隻を下して陸に向ふ、又太夫等、支配人川口陽助をして海岸に立ち、白旗を振ひ彼を迎へしめしに、彼順みずして上陸し、銃砲を發して陽助を傷けたり。二藩の成兵應戦せしに、彼精倉^{魚を食入に據りて大小砲を發し、夕刻倉を燒きて本船に還れり。初め雇吏間宮林藏、雇醫師伊達見達、決戦せんことを主張せしが、用ひられず、人心大に沮喪せり。此夜洋中の二船砲を發して陸上を威嚇せり。又太夫、茂八郎衆に告げて曰く、硝薬既に盡く、先づ退きて後圖を爲すに若かずと。乃ち倉皇出て走り、又太夫は有^有萌に至りて自殺せり。五月一日露人復上陸し、武器雜貨を掠め、會所、倉庫等を燒けり。其ユノナ號に積入れしものは米凡そ三十俵、酒五六十樽、具足五十六十領、大小砲三十挺餘、弓凡そ十張、長柄凡そ二十筋、脇差四五十振及び衣類、器什等にして、アホシ號に積入れしものは大小砲十餘挺、長柄槍凡そ二十筋、具足二十領及び酒衣類、器什等なりといふ。二日又上陸し、負傷して逃るゝ能はざりし南部藩火藥師大村治五平を捕へ、三日出帆して北西に向へり。時に露人一名酩酊して紗那に留まりしが、蝦夷之を殺せり。茂八郎衆を集めて振別に至り、留り守らんとせしが、糧食等缺乏せるを以て、遂に國後に退却せり。見達請ひて急を箱館に報ぜんとし、晝夜兼行、國後のアトイヤより十一日にして箱館に達せり。東蝦夷地各場所の人心動搖し、勇拂以東にありては、概ね妻子を遠隔の地に避難せしめたり。}

箱館奉行羽太正義は、十四日内保の變報を、十八日紗那の變報を得たれば、之を幕府に報告し、十八日南部、津輕二藩に成兵の増遣を命じ、秋田、庄内二藩に臨時出兵を達せり。

〔四〕 米國船津輕海峡に來る

斯かる動搖の折しも、十八日申刻、福山の南方に外國船の帆數十一、凡そ一萬石積許のもの一艘見えしを以て、松前藩は福山城を警戒し、同所在動調役寺田忠右衛門は、津輕藩兵をして辨天崎海邊及び白神岬等を警衛せしめたり。十九日午刻に至りて、此船箱館の南々西に顯はれ、遂に箱館の沖一里半の處に來り、望遠鏡を以て陸地を窺ふものゝ如くなりしかば、羽太正義は南部、津輕の兵數百人、奉行支配向、村役人百姓等數百餘人を部署して十八箇所を警衛せしめ、自ら百餘人を率ゐ、各陣所を巡視せり。されば市民は老人小兒等を箱館山の林間に避けしめ、殘留せる婦女は、泣き叫びて救を求むる者もありしと云ふ然るに同船は夕刻沙首岬の沖に懸り、間もなく東に赴きて帆影を沒したりしが、此日南部領大淵沖に於ても、外國船一艘を見たりとの報ありしより、其襲來測り難しとなし、終夜篝火を燒き、殆ど睡眠せざるもの三晝夜に及べり。此船は蓋し米國船にして露人と關係なかりしも、偶々時を同くして見はれしを以て、益々人心を動搖せしめたり。

〔五〕 露人擄太、利尻に寇す

文化四年露船は、禮文島の沖に至りしに、會々福山の商伊達林右衛門の所有船宜幸丸の航海せるに遇ひ、銃砲を發して之に迫りしに、船子傳馬船に乗りて逃れしかば、乃ち米五百俵、鹽三十俵酒、衣服等を掠奪し、同船を燒きたり。六月二日野寒岬の沖に松前藩の船福祥丸を追撃し、兵器其他貨物を奪ひ、轉じて利尻島に至れり。時に官船萬春丸、商船誠龍丸同島に碇泊せしが、萬春丸上乘森重左仲等、曩に宜幸丸の顛末を耳にし居たれば、船を棄て、逃れき。露人乃ち船中に在りし大砲一門及び米、酒、地圖等を掠奪し、遂に番屋、倉庫、萬春丸、誠龍丸を燒けり。五日ホウストフ曰く、赤船^{赤船は官既に兵器を載す、必ず將校の乗る所、想ふに利尻山に逃竄せしならんと、乃ち大に山中を索めしも獲ず、家屋及び同合船を燒きて船に還れり。露人遂に五郎次外一名を留め、富五郎、源七等八人を放ち、先に奪ひし誠龍丸の短艇及び羅紗其他織物片數種並に書籍、繪圖、コップ等を與へ、附するに一書を以てして曰く、之を松前に於て奉行に達し江戸に呈すべしと。富五郎等短艇に乗り、宗谷に赴きて顛末を陳べたり。其書は露文にして、裏面に片假名文を記す、其略に曰く、通商を請ふと雖も承諾なきに付、我が皇帝怒りて技倆を示せり、通商を許さば末代まで惡意にすべしと雖も、尙ほ聴かざれば又々數多の船を遣はし、今回の如くすべしと。}

宗谷には、深山宇平太南部藩兵と共に來り警衛せしが、樺太の松前藩兵は、露の大衆至ると爲して宗谷に却き、森重左伸等亦利尻より逃れ來りしかば、人心恟々たり。宇平太は之を激勵し、船舶を閲し、守備を嚴にし以て露人を待ちしに、露人は遂に同地を侵さずして、ペラルバウロフスタに歸還せり。

第三節 幕府の警備

〔一〕 諸藩の出兵及び堀田攝津守の出張

五月十八日箱館奉行より發せる出兵の達書は、二十一日津輕藩に、二十二日南部藩に、二十五日秋田藩に、二十六日庄内藩に、達したれば、諸藩は其翌日乃至數日中に兵を發し、漸次箱館に到着せり。其數南部藩兵六百九十二人、外に定式人數二百五十人津輕藩兵五百餘人、秋田藩兵五百九十一人、庄内藩兵三百十九人にして、總勢三千人と稱す。就中秋田藩は飛檄に接したる翌日、直に出兵したるを以て、最も好評を博せり。箱館奉行戸川安論交代を以て五月十日既に江戸を發し、仙臺領金成驛にて露人襲來の報に接し、六月十一日箱館に看せり。

變報の江戸に達するや、幕府大に驚き、六月四日目付遠山金四郎景晋、使番小菅猪右衛門正容、村上大學義雄を蝦夷地に派遣し、諸藩の兵を督せしめ、同六日若年寄堀田攝津守正敦、大目付中川飛騨守忠英に命じて蝦夷地へ出張せしめたり。東蝦夷地國後邊まで、小菅請方近藤重藏等を遣はし、西蝦夷地利尻邊までを巡視せしめき。正敦又南部、秋田二藩の陣營を檢し、兵士の訓練を觀、尋で箱館を發し、巡視して東は有珠に至り、還りて福山に庄内藩兵の銃砲術を試み、進んで江差に至り、福山に還りて津輕藩兵の訓練を觀、九月十二日福山を發して歸途に就き、十月十三日江戸に復命せり。

文化五年、南部、津輕二藩の兵各二百五十人の外、仙臺、會津二藩に命じて蝦夷地を成衛せしめ、仙臺藩兵二千人は分れて箱館、國後、擇捉を守り、會津藩兵千六百人は分れて福山、宗谷、利尻、樺太を守り、幕府の使番小菅猪右衛門正容、村上監物義雄、小姓組山岡傳十郎景風、西丸書院番夏目長右衛門信平之を督せり。露人遂に來らざりき。

〔二〕 奉行の任命

文化四年三月幕府松前氏の封を徙して、松前蝦夷地全部を直轄とし、十月十日箱館奉行戸川安論福山に移りて政務を執れり。同月二十四日河尻春之、村垣定行の二人松前奉行に任じ、戸川安論、羽太正養の二人も亦改めて松前奉行に任ぜられたり。蓋し政廳所在地として、箱館、福山、兩地の優劣を論ぜば、箱館の勝れること萬々たりと雖も、當時福山には城池ありて箱館には城池なく、而して露人來寇のため警備を主とせし際なりしかば、遂に政廳を福山に置き、從て箱館奉行を松前奉行と改稱したるものならん。但し箱館奉行と云ひ、松前奉行と云ふも、其性質毫も異なる所なく、唯當局の交代と内外事情の變化とによりて、施政の方針に多少の異同を生ずべきのみ。

箱館奉行は二人なりしに、松前奉行を四人と爲し、は、當時露寇の事ありて、事局重大なりしにより、臨時増員したるものならん。此年十一月十八日正養其職を免ぜられ、十二月二十二日荒尾成章代りて任ぜられたり。翌五年四月五日安論其職を免ぜられて、奉行三人となり、六年七月春之西丸持簡頭に轉任して、奉行二人となりぬ。爾後二人を定例となす。

〔三〕 章廣の性行と松前家

松前章廣は、前松前氏時代に於て既に封を襲ぎ、爾後難境に立ち、文化四年（一八一七）梁川に移封せられ、文政五年（一八一八）再び北下せし時は、年既に四十四に達せり。文化十三年二月、若狹守を改めて志摩守に任ぜられき。資性溫柔、其梁川にあるや、粗衣菲食、儉素を守り、復封の後又華奢を戒め、愛憐を事とせり、一日福山の西郊を過ぎ、刑場の石佛を見、近臣をして之を仆さしめて曰く、吾素より刑無きを期す、頑石復何の用かあらんと。果して其言の如し。然れども聰明の資を缺き有爲の氣象に乏しかりしを以て、政績の觀るべきものなかりしを惜む。天保四年七月二十五日歿しぬ、年五十九、喪を祕して發せず、病と稱し、翌五年正月幕府に請ひ、同族松前三郎兵衛廣茂を江戸より下し、邊備を監せしめ、同年九月卒去を幕府に届出でたり。

章廣の子見廣、文政五年四月從五位下に敘し、主計頭に任ぜしか、同十年七月晦日父に先ちて歿しぬ、年二十三。見廣の長子良廣天保五年家督を續きぬ、時に年十二。良廣賦性伶俐なりしかども、身體羸弱、遂に氣鬱の症に罹り、襲封以來江戸に留りて北下せず、幕府に請ひ、松前三郎兵衛をして松前に至り、邊備を監せしめたり。同十年六月親族池田信濃守政善等連署上書して曰く、良廣襲封以來、疾に罹り、幕下に謁見する能はず、誠に恐懼に堪へず、是を以て松前及び蝦夷地に官に收められ

や直ちに邊策私辨を著して之を販す。又休明光記を著して寛政十一年より文化四年に至る蝦夷地處置の顛末を明らかにし以て後人を裨益せり。又家訓あり人倫の大本より日常心得べき事まで之を記して子孫を教訓す。若年寄堀田正敦休明光記を讀み、安論正義に書を寄せて曰く「安論は武士の業を好み正義はふみ見ることを嗜みぬれば、各其材を選びたるにやありけん」と又曰く「二人の司其心を盡すことのためやかなるを知り、はた車の輪島の翼にたとふべし」と亦以て二人のひと爲りを知るべし、正義文化十一年正月二十二日を以て幸し品川妙國寺に奉る、現時後繼羽太義東京市深川區東大町三十三番地に住す。

開拓功勞者 故 丹 羽 五 郎

嘉永五年三月會津若松城下に生る。丹羽族の長子なり。後故ありて同姓勸解由の養嗣子となる。明治八年警視廳警部に任じ、十月西南の役に出征し、陸軍歩兵少尉に兼任し正八位に敘し、戰後功により勳六等に敘せらる。後東京和泉橋警察署長たりしが、二十二年本道の開墾に志を抱き二十四年官を退き、親戚故舊に誘り十八名の名義を以て、後志國潮郡利別原野に六百町歩の貸付を受けて熱心開墾に従事し、爾來郷里及び各地より移民を招來して之れを墾成す。五郎が其間に於ける苦心計畫は筆紙の能く竭する所にあらず。今や同地は一大部落となり、郵便局、小學校、農事試作地、桑苗親木園

三四〇

生廟、殺鰻場、模範桑園、社寺競馬場、射的場等を設け、模範部落を成すに至れり。五郎人と爲り剛毅、企畫經營の才に長じ、殊に公共心に厚く、部落の爲め私財を吝まらずして各般の設備を完備せり。舉げられて郡農會會長、郡產牛馬組合長となりて多年殖産興業に盡瘁し、後勅定藍綬褒章を授けらる。明治四十四年時の東宮殿下本道行啓の際、兩館御旅館に召され多年の功勞を賞し、茶菓を賜ふ。

開拓功勞者 井 越 和 吉

父和助は越後國蒲原郡森下村の人、元治元年増山郡泊村に移住して農業に従ふ。和吉は其長男にして慶應元年五月泊村に生る。資性温厚風に農業に従ひ水田を拓き、殊に普通水稻種子の本道氣候風に適せざるを知り、之れが改良を企て多年刻苦研究の後、遂に井越早稻と稱する良種を創作し、之れを各地に播種して良好の成績を收め、更に一般に其種子を分ちて耕作を指導獎勵す。曾て岩内郡前田村に水稻を試作せし者あり、成熟不良にして殆んど絶望なりしが、井越早稻を播種して初めて好成绩を收め、爾來同地に廣大なる水田の起るを見るに至れり。和吉其功勞顯著なるを以て大正二年 勅定藍綬褒章を授けらる。稀に見る篤農家なり。

開拓功勞者 故 山 田 文 右 衛 門

農民を募集して開墾事業に従事し、爾來三十五年迄年々移民の募集を怠らず、現在戸數百六十、人口八百、耕地を收むること約一千町歩、其他道路、排水、架橋等の施設延長約九萬圓に亘る。作物は大小豆を主とし、麥類之に次ぎ、一戸の收額平均二百圓乃至四百圓に上れり。興福社の事業は一に報德主義に基づき、獨立自營の農民を養成するを目的とし、其他窮民救済、善行獎勵の方法を設け、講話篤行者の表彰等其成績佳良にして、開拓及地方改良上に裨益する所尠からず。四十五年二月内務大臣金三百圓を授與して其功績を表彰し、四十五年大日本農會總裁宮殿下より紅白綬有功章の贈與を得、大正五年三月 勅定の綬綬褒章を賜はる。

開拓功勞者 故 西 川 傳 右 衛 門

西川家は近江國蒲生郡八幡町の出、初代傳右衛門は寛永三年に生る。慶安年間松前に航し店舗を開き、蝦夷交易を請負ひ道路を通じ、海運を便にし土人を撫育す。五代目に至り西蝦夷地、磯谷歌樂を請負ひ漁業を擴張し、八代は藤野喜兵衛岡田半兵衛と共に擇捉場所請負を命ぜられ、組合店を箱館に開きて繁榮に資し、九代は安政四年余市、忍路、高島の山道を開墾す。斯の如く初代以來蝦夷富豪の列に在りて大に本道經濟界に貢獻したること尠からず、功に依りて從七位に敘せらる。

昆布蕃殖の功勞者なり。松前の人、世々文右衛門と稱す。初め榎原角兵衛の漁場支配人たりしが、後獨立して漁場請負人となる。文化四年陸路の開墾を函館奉行所に建議し、以來石狩天鹽の國境山脈を横斷して、兩龍川の支流エタイエベツ川に出で、オシラカ川の下流に達する行程二里五道の道路を開墾し、又千歳郡千歳、勇拂郡美々間約二里の道路を改修して貨物の運搬に便す。蝦夷地に車を使用したる嚆矢なり。又沙流沿海の昆布の發生減少せるを嘆き、是れ沿岸岩礁の缺乏せるに因るものとなし、文久三年函館より石工十二名を備入れて山中より石を切出し、之れを該沿岸に投下し、前後三十一萬七千個の石を投じて昆布の蕃殖を圖り、慶應二年同沿岸に於て昆布三百八十石を、同三年五百六十石を、明治元年實に七百石を收穫するに至れり。明治十四年九月 天皇陛下本道行啓の際左大臣嶋仁親王より其功勞を賞詞せらる。今は故人なり。

開拓功勞者 二 宮 尊 親

報德分讓法を以て有名なる二宮尊徳の嫡孫にして、安政二年下野國上都賀郡今市町に生れ、後に磐城國相馬郡中村に移る。明治十九年前社長富田廣慶の後を繼いで興福社長となるや會々社長に本道開拓の議起り、二十年七月渡道各地を視察し十勝國中川郡豊頃村を選び、字ウシシユベツ原野に於て四百餘萬坪の貸付を受け社則を改め、翌三十年三月相馬地方より